

第百五十六回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 二 十 号

平成十五年五月三十日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 山本 有二君

理事 佐藤 剛男君 理事 塩崎 恭久君

理事 國田 博之君 理事 吉田 幸弘君

理事 河村たかし君 理事 山花 郁夫君

理事 漆原 良夫君 理事 石原健太郎君

理事 荒巻 隆三君 理事 岩倉 博文君

理事 太田 誠一君 理事 小西 理君

後藤田正純君 左藤 章君

笹川 堯君 下村 博文君

中野 清君 永岡 洋治君

平沢 勝栄君 保利 耕輔君

宮澤 洋一君 保岡 興治君

吉川 貴盛君 吉野 正芳君

大島 敦君 鎌田さゆり君

中村 哲治君 水島 広子君

山内 功君 上田 勇君

山田 正彦君 木島日出夫君

中林よし子君 保坂 展人君

徳田 虎雄君

法務大臣 森山 眞弓君

法務副大臣 増田 敏男君

法務大臣政務官 中野 清君

最高裁判所事務総局総務局長 中山 隆夫君

政府参考人 (司法制度改革推進本部事務局長) 山崎 潮君

政府参考人 (法務省民事局長) 房村 精一君

法務委員会専門員 横田 猛雄君

委員の異動
五月三十日

辞任

太田 誠一君

中川 昭一君

星野 行男君

吉野 正芳君

日野 市朗君

不破 哲三君

同日

辞任

荒巻 隆三君

岩倉 博文君

永岡 洋治君

宮澤 洋一君

大島 敦君

中林よし子君

補欠選任

宮澤 洋一君

永岡 洋治君

荒巻 隆三君

岩倉 博文君

大島 敦君

中林よし子君

補欠選任

星野 行男君

吉野 正芳君

中川 昭一君

太田 誠一君

日野 市朗君

不破 哲三君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

仲裁法案(内閣提出第一〇〇号)

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

○山本委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、仲裁法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として司法制度改革推進本部事務局長山崎潮君及び法務省民事局長房村精一君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山本委員長 次にお諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局中山総務局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山花郁夫君。

○山花委員 山花でございます。よろしくお願いいたします。

前回の続きという形になろうかと思ひます。前回、法案の方の第二十九条で、時効中断のところについて後日伺いますというふうに聞いた問題についてです。

二十九条の第二項を見ますと、「仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。」とあります。仲裁の申し立ての後、仲裁の合意が取り消されたような場合には時効中断の効力がなくなるといふことなんですね。

しょうけれども、例えば、仲裁判断によらずに終了したというケース、この二十九条二項のただし書きのケースでは、この時効中断効はどうなるんでしょうか。事務局長、お願いします。

○山崎政府参考人 この二十九条の二項の規定によりまして、仲裁判断によらずに終了した場合、これはこの限りにあらずですから、時効中断の効力がなくなるといふことを言っているわけでございますが、この点については、民法におきましても、裁判上の請求は訴えが却下された場合には時効中断の効力が生じないと規定されております。

同じような規定ぶりでございます。

これに關しまして判例がございまして、訴えが却下されても、訴訟の係属中はいわゆる裁判上の催告、これが日々行われているということになるという解釈から、それが終了した後六カ月以内に改めて時効中断の措置をとれば、時効中断効が維持されると解されているわけでございます。

では、この仲裁についてはどうかという問題でございます。これについても、権利の確定というのを裁判で行うか、仲裁で行うかという方法の差にすぎないわけでございまして、そのような同様な考え方から、仲裁手続終了後六カ月以内に訴訟提起等の時効中断措置、これを講ずることによって時効中断効が維持されるという解釈は十分に成り立つだろうというふうに思っております。

ここに書き込んでおられますけれども、解釈問題であるということでございます。

○山花委員 仲裁という制度は裁判とは違ひますので、恐らく、ざくっとした言い方で言うと、裁判手続と和解との間ぐらいのイメージを私は持っているんですけれども、つまり、厳格な証拠法則にのっとりて権利関係を確定して、それに基づいて判断するというものではなくて、仲裁ですら、場合によっては和解に近いような形で、この辺で落としどころかどうかというケースもあるわけですから、この点どうなるのかなと思つたんですけれども、提案する側の趣旨としては、民事訴訟に準じてということになるんでしょうか、催告としての意義を有するということですか、恐らく、仲裁判断が終了した後六ヶ月以内に改めて手続をとれば時効中断ということであるらしいんだと理解をいたしました。

ところで、前回もモデル法と対照して、「仲裁法に關する中間とりまとめ」の過程と実際の提

案がどうなったかということに質問してまいりましたけれども、モデル法で申しますと二十七条の「裁判所の証拠調べの援助」ということになり、裁判所の証拠調べの援助についてということになります。この援助の申し立て権者について、中間まとめの段階では、これもA案、B案とあって、A案は、「仲裁廷のみが援助の申立てをすることができるものとする」。B案は、「仲裁廷のほか、当事者も仲裁廷の許可を得て援助の申立てをすることができるものとする」。A案、B案とあったわけですが、これはどういふ検討の結果、今回のような提案になったのかということについて御説明いただきたいと思っています。

○山崎政府参考人 御指摘のとおり、中間の取りまとめでは、A案、B案提示をさせていただきました。この結果、結論としていけば、本法案の三十五条一項本文と第二項でございませうけれども、B案を採用したという結論になるわけでございます。

この結論は、モデル法も実質的にこれと同様のものを定めている、それに合致しているということではございますが、その実質的理由でございませうけれども、まず仲裁廷に申し立て権を与えるという趣旨は、仲裁判断をする職責を担い、その証拠調べの必要性を認めた仲裁廷自身、これにまず第一次的には申し立て権を与えるべきじゃないかということでございます。

ただ、当事者にも申し立て権を与えるという趣旨は、例えば文書提出命令の申し立てや何かをする場合に、その文書の特定とか提出義務の存否に関する主張というのは当事者の方がよくわかるわけでございますので、そういう詳しい事情を知る当事者にも申し立て権を与えるという方が簡便な場合もあり得るだろう、それから、迅速に判断することができると、そういう場合もあり得るということから申し立て権を与えたということになるわけでございます。

ただ、この当事者の申し立てについては、仲裁廷の同意を要するというにしたいわけでございます。

まして、これは、当事者が幾ら言っても、仲裁廷としてはそこまでは必要ないというようなものがある場合、最終的には仲裁廷が必要な証拠をどのように収集していくかということにもなるわけでございますので、不必要な証拠調べの実施の申し立てを制限できるというような趣旨から同意を入れた、こういうことです。

○山花委員 そこでなんですけれども、仲裁廷及び同意を得ることを条件として当事者もということなんですけれども、最も利害関係と申しまじょうか、大事な点になるのがその証拠調べの範囲、どこまでできるかということではないかと思ひます。

この点についても、中間まとめの段階では、A案、B案、C案と三案ございました。A案は、「証人又は鑑定人の尋問、文書提出命令など、強制力や制裁を伴い得る証拠調べを対象とするものとする」。B案は、「仲裁廷がすることのできない証拠調べを対象とするものとする」。C案は、「民事訴訟法に定められている証拠調べ一般を対象とするものとする」と、三案あったわけですが、これも、これはどういふ検討の結果、今回のような提案になったかということについて御説明いただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 ただいまA案からC案まで御説明ございましたけれども、C案はもうすべてのものということですから、ちょっとこれは除外をいたしまして、A案とB案、どことが違うかということでございますけれども、B案には、調査囑託のようなもの、これが入ってくるということで、A案の文言からは調査囑託、こういうものが読み切れないということでございます。調査囑託についても、これは仲裁廷ができるという性質のものではないわけで、そこが範囲の違いでございます。

それで、最終的に、この案文は、三十五条B案を採用しているということでございまして、この一項を見ていただきますと、民事訴訟法の規定による調査囑託、証人尋問、鑑定云々と書かれて

いるわけでございます。B案が採用されたということになります。

この中で、当事者尋問、あるいは当事者が文書提出する書証の取り調べ、あるいはその当事者が検証の目的物を持っていてそれを提示することができるような検証、これはもう仲裁廷の方でも当然できるものでございしますので、それは除きまして、その余の証拠調べ、これを認めていこうという趣旨でございまして、こういう関係では、お互いに役割分担をして、仲裁廷でできるものはできる、できないものについては裁判所がお手伝いをする、こういう割り振りだということでございます。

○山花委員 その裁判所がお手伝いをするときの要件なんでもすけれども、これも中間まとめの段階では、また三案あったわけですね。

「裁判所は、証拠調べの必要性については判断せずに、援助の申立てが適法であるか否かのみを審査し、適法であれば、援助するものとする」。これがA案です。「裁判所は、証拠調べの必要性については判断しないが、援助の申立ての適法要件のほか、濫用的な請求でないかどうかといった点についても審査する。これがB案です。「裁判所は、援助の申立ての適法要件のほか、裁判所が強制的措置に出る、あるいは制裁を課する必要があるか否かについても審査する。これがC案ということになっているわけですね。

まずは、証拠調べの必要性であるとか適法性、こういったことについて判断するのかもしれないのか、これは議論の幅と申しますか両極と申しますか、随分分かれていたようですけれども、この点については、どういふ検討の結果、今回の提案となったのかということについて御説明ください。

○山崎政府参考人 中間取りまとめにおきまして、A案からC案というふうに掲げさせていただきました。A案からC案で、最終的に裁判所が何かをチェックすることにはなるんですが、要は、仲裁廷が必要と認めるもの、これについてはやはり仲

裁廷の判断を尊重しようということでございます。そこで、三十五条にも一項に書かれておりますけれども、「仲裁廷が必要と認めるものにつき」という明文で書かれておりますので、まず第一次的には、仲裁廷で必要かどうかを判断していただく、それが前提となるということでございます。

その上で、裁判所はどのような判断をするかということでございますけれども、その請求が、必要性はわかりますけれども、適法かどうか、それが濫用的じゃないかどうかという問題もあるわけでございます。これは濫用されまじょうと、証拠方法として、例えば証人が出頭してしゃべらなさいいけないということにもなりますので、そういう負担を与えるということにもなり得るわけでございますので、基本的にはB案の考え方での条文はできていると。

では、B案のような表現がこの法案上表現されているかということでございますが、これにつきましては、濫用的な請求ということが許されないということは書くまでもないという判断から、それはもう解釈で十分可能であるということ、このような案文になったというふうには御理解をいただきたいと思ひます。

○山花委員 今の御説明から、濫用的な申し立てについては、それは認められないということですが、条文上は認められない、これは権利濫用であるとか、そういった一般的な法理の上で当然のことであるという趣旨であると理解をいたしました。

ところで、これもモデル法の方で申しますと、二十八条の関係になります。

「仲裁判断のよるべき準則について」ということで、中間まとめの段階では、「仲裁廷は、当事者が合意により指定した法律その他の準則を適用して仲裁判断をするものとする」とはどうか。「当事者が明示的に合意により指定したときは、衡平と善により判断するものとする」とはどうか。「と」というように、衡平と善というのは国際私法などの

言葉で出てくることがあるんですけども、こういったことが検討された結果、どういった形で条文に反映されたのかということについて、御説明いただきたいと思っています。

○山崎政府参考人 今御指摘の点につきまして、モデル法でも条項を設けているものでございます。

この法案では三十六条に規定されるものということでございまして、ただいま御指摘をいただきました準拠法の問題については、この一項で、まず、「当事者が合意により定めるところによる。」という原則をうたっております。

それから二項で、「前項の合意がないときは、仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に最も密接な関係がある国の法令であつて二云々」ということで、次に適用されるべき法律関係をうたっております。

それとともに、三項に、「仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあるときは、前二項にかかわらず、このような適用にかかわらず、「衡平と善により判断すること」ができる」ということで、国際的に認められている、今一般的に考えられている考え方をそのまま規定をしたということになります。

まず、準拠法で、当事者が合意により定めるところという趣旨でございすけれども、仲裁は当事者の合意に基づく紛争解決方法であるということから、仲裁判断をするに際して準拠すべき法律、規範ですね、これにつきましても当事者を選択させるのがまず妥当であるという考えによるわけでございます。

それから、当事者が明示的に合意したという場合でございますので、そういうときには衡平と善によって判断をするというふうにしたわけでございますが、これは、世界的な仲裁を見ておきますと、衡平と善による仲裁というのもしばしば行われているところでございますし、また、その衡平と善による仲裁にふなれた当事者を保護するために、双方の明示的な合意、これを要求している、

こういうことでございます。

○山花委員 国内法で衡平と善という言葉が出てくるのは非常に珍しいケースかなと思っておりますけれども、国際私法などと言われている概念で、一般条項的なものだと思いますけれども、こういったことで判断するというこのようであります。

第四項に關係することかと思ひますけれども、これも、「当事者が一國の法を仲裁判断に際し適用すべき法として指定した場合には、原則として指定したものと解釈することはどうか。」というふうな検討の結果、こういった条項になつていふのだと思ひますけれども、申し上げるまでもなく、仲裁は、従来ですと国際商事取引であるとか船舶の關係で利用されてきたことから、先ほどの衡平と善じゃないですけれども、いろいろな國の人々がかかわるということなんでしょうけれども、この四項立案の趣旨について御説明いただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 四項は、法律關係の適用はその前の一項から三項までに決まっておりますけれども、民事上の紛争でございすので、それぞれのところではいろいろな、世界各國でいろいろ取引が行われるわけでございますので、そういうところの適用することができる慣習があるときはそれ十分に考慮した上、判断をしなければならぬ、要するに実態に合わせた判断をしていこう、こういう趣旨でこの文言を入れているということでございます。

○山花委員 それはそれで結構です。

「当事者が仲裁判断のよるべき準則を指定しない場合の規律について」ということで、これもモデル法二十八条の關係でございすけれども、「当事者が仲裁判断のよるべき準則を指定しない場合の規律につき、どのように考えるか。」というテーマがあつて、これもA案、B案とありました。

A案は、「仲裁廷は、相当と認める法抵触規則により決定される法に従つて仲裁判断をしなければならぬものとする。」B案は、「仲裁廷は、仲裁の目的たる權利又は義務が最も密接に關連している國の法に従つて仲裁判断をしなければならぬものとする。」

ばならないものとする。」B案は、「仲裁廷は、仲裁の目的たる權利又は義務が最も密接に關連している國の法に従つて仲裁判断をしなければならぬものとする。」

A案、B案とあつたわけですが、これはどういう検討の結果、今回の法の提案になつたのかということについて御説明いただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 この点につきましては、今御指摘のようによ、A案、B案、双方の考え方があるわけでございますが、A案の考え方はモデル法が採用している規律でございす。それからB案の方は、これは最近立法例があるわけでございますが、ドイツあるいは韓国等が採用している案というふうになります。ある意味では、モデル法と違ふ考え方をそれぞれの國で入れ始めているというものでございす。私どもの考え方は、このドイツ、韓国等の考え方、モデル法とは違ふ考え方を導入したということになるわけでございます。

なぜこれを導入したかということでございますが、これは、A案ですと仲裁廷が相当と認める抵触法規規則により適用される法ということになります。抵触規則といふと、日本ではいふば法例という名の法律でございすけれども、これに従うということになるわけでございます。そうなりますと、例えば手続はどこの國の手続、それから実体的な効力は別の國の法律とか、いろいろ分かれる可能性があるわけですね。そうなりますと、当事者にとつては、実体的にどこの國の法律が適用されるのか、それが非常に不明確になる、不安定になる、予測可能性がなくなる、こういうことでございます。

そういうことから、やはり最も密接に關連する、例えば取引が行われたところ、あるいは不法行為であれば不法行為が行われて損害が発生したところとか、そういうような最も密接にその紛争に絡む、そういう密接に絡む地の法律とした方がわかりやすいということから、このような考え方を取り入れさせていただいたということでございます。

ます。

○山花委員 そのほかにもモデル法との關係でいろいろテーマはあつて、おおむねそのモデル法に従つて今回のような法案の書きぶりになつたのかなと推察をいたしますが、時間の關係もありまして、以下、モデル法には規定のなかつた事項でいろいろと検討された内容についてお伺ひをしたいと思います。

まず、モデル法に規定のない事項ということ、仲裁人の責務などについて検討をされたようであります。つまり、仲裁人の行為規範ということで、仲裁人の責務について規定を設けるべきかどうか、もし設けるとしたらどうなるのかであるとか、あるいは仲裁人の行った民事上の責任についてどう考えるのか、こういうことが検討されたけれども、今回、特に仲裁人の責務等については明文上ないような感じがしますけれども、この点については一体どのような検討がなされて、どうなったんでしょうか。

○山崎政府参考人 確かに、中間取りまとめにつきまして、今御指摘がございましたように、仲裁人の行為規範それから民事上の責任等についてどうすべきかということを検討事項として掲げてございす。

その後、私どもの検討会で議論をしたわけでございますけれども、その要点としては、仲裁人の行為規範あるいは仲裁人の民事上の責任、これはいづれにつきましても、当事者と仲裁人との契約内容によつて定まってくるという性質のものでございまして、これを、そういうことを抜きにして一律に法律で規定するということは非常に難しいという判断に達しまして、そういう意見が大勢を占めたということから、今回の法律案には特段の規定を設けないという結論になりました。あとは、民事上の責任云々というのは解釈で行つていく、こういう判断をしたわけでございます。

○山花委員 今の御説明に關連してですが、確認をしたんですけども、特別にこの仲裁法という中に仲裁人の責務とかいうことは書かれてい

ないけれども解釈でというのは、つまりは、当事者の意思解釈等もあるんでしようけれども、民法の一般原則、つまり債務不履行だとか不法行為だとか、何か問題があったときはそちらの方で解決していく、そういうことでよろしいんですね。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘のとおりでございます。契約があれば契約上の解釈の問題もございまして、仮に契約がないとしたとしても、民事上の責任、一般の不法行為だとか債務不履行だとか、そういうようなことで処していく、こういうことでございます。

○山花委員 「仲裁廷又は仲裁人による和解の試みについて」ということについても検討がされていたようであります。民事訴訟などですと、和解の勧誘などはいつでもできるといふような形になっておりますけれども、この仲裁のケースですとどうなるのかということについて、中間まとめの段階では、「仲裁廷は、両当事者の同意を得たときに限り、和解による紛争解決を試み、又は仲裁廷を構成する一人若しくは複数の仲裁人に和解による紛争解決を試みさせることができるものとすることはどうか。」といったことが検討されていたようですけれども、この点についてはどうなつたのでしょうか。

○山崎政府参考人 確かに御指摘の点、中間取りまとめで提示をさせていただいております。これにつきましては、この法案の三十八条四項で、この中間取りまとめで提示した考え方と同様の考え方を導入したということでございます。当事者双方の承諾がある場合には和解を試みることができる、こういうふうになるわけでござい

ます。

なぜ当事者双方の承諾ということを要件にしたかということでございますが、これは、仲裁人は双方からの主張、証拠に基づいて判断をする責任はあるわけでございまして、和解を試みるというのことは当事者への圧力になるのではないかと、あるいは、仲裁人が事案について見解を示すことは仲裁人の不偏、独立性と相入れない、そういうような指摘もございまして、そういうことならば、やはり両当事者の承諾があった上で和解の試みをしていくというのが妥当であろうということ、このような規定にさせていただいたというところでござい

ます。このように規定にさせていただいたというところでござい

○山花委員 仲裁が最後まで行かずに、仲裁の判断が行われたといたします。これも、「内国仲裁判断は、当事者間において、裁判所の確定判決」と同一の効力を有するものとするかどうか。」という点が検討されていたようではあるが、この点について、どういった規定になったかということ、確定判決と同一の効力ということになりますと、執行力だとかそういうことなのかと思ひますけれども、趣旨などについて御説明いただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘の点でございますが、中間取りまとめでは、これは内国仲裁判断というふうに限定をしているわけでござい

ますが、この考え方は、こちらの法案では四十五条一項に当たるわけでござい

ますが、仲裁判断の承認の問題でございますが、ここでは、仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わず、仲裁判断に確定判決と同一の効力があるというのを認めているわけでござい

ます。ただ、執行を要するものについては裁判所の執行決定が必要であるということ、四十六条で別途規定をしようというところになるわけでござい

ます。

○山花委員 済みません、通告をしていないんですけれども、ちょっと細かなことなんですが、仲裁判断が確定判決と同一の効力を有するといったときの時間的な限界と申しま

す。例えば、民事訴訟で既判力の標準時と申したときには、事実審の口頭弁論終結時と一般にされてい

ます。仲裁の場合には、裁判と違って、手続でかちちりとかかれてい

ませんから、どこになるのかと思つたんですけれども、仲裁判断が出た時点が標準時になるというふうなことになるん

でしようか。それともその前の段階が標準時となるんでしようか。

つまりは、要するにある時点で、権利義務関係、一たん仲裁判断がなされたら確定されることになるんでしようけれども、後からまた紛争が起きたときに、紛争の蒸し返しと判断されるのか、いや、新たな紛争であるかという判断をするときの標準時はいつになるのかということについて、どう考えてい

らるんでしようか。

○山崎政府参考人 仲裁の手続は、仲裁の判断をするときまでに提出された資料、これに基づいて判断をするということになりますので、仲裁判断がされたときということになります。

法廷の方は、いつまで資料を出せるかということとは法律で口頭弁論終結のときまでということになっておりますので、そこを基準時にしているわけですから、こちらの仲裁手続は、基本的には当事者が定めることにもなりますし、その足りないところは仲裁廷が定めますけれども、それほどがっちりした規定を置くか限らないわけでござい

ますので、仲裁の判断がされたとき、こういうふう

に考えております。

○山花委員 ありがとうございます。

その次、準拠法の関係についてなんですけれども、これも中間まとめの段階では、「仲裁契約の成立及び効力の準拠法について」ということで、いろいろなことが検討されてい

ます。

例えば、準拠法については、「仲裁契約の成立及び効力の準拠法について、第一に当事者の指定する法律により、第二に仲裁地法によるものとす

ることはどうか。」これによって「定まらない場合について、どのように考えるか。例えば、仲裁の目的である権利又は義務の準拠法によるものとすることはどうか。」とりわけ、この当時は、「仲裁契約の方式の準拠法について」、「抵触法的処理を排除し、新仲裁法の定めによるものとすることはどうか。」この時点ではこういうふうなことが検討されてい

ました。「仲裁可能性の準拠法について」は、これに関しては、「仲裁判断の取消し並びに承認及び執行の局面につき、法廷地法である日本法によるものとする」というか。「仲裁手続の準拠法について」、「仲裁地法によるものとする」とはどうか。

こういうことが検討された結果、特に仲裁契約の方式については、このとき、中間まとめの段階とはちよつと違つてきているようですけれども、これはどういった検討の結果、今回のような提案になったのかということについて御説明いただきたいと思ひ

ます。

○山崎政府参考人 確かに御指摘のとおり、仲裁合意の成立及び効力の問題、それから仲裁の可能性の問題、それから仲裁手続の各準拠法、これにつきまして中間取りまとめで提示をさせていただいてお

りますけれども、これは、結論的に言へば、いずれもモデル法の規律に合せているというの

ことになりまして、ただいまいろいろ御指摘がござい

ましたけれども、仲裁合意の成立及び効力の関係につきましては、第一次的に当事者の指定する法律による、第二次的に仲裁地法によるもの、

こういうような定めで、この法案でも四十四条、四十五条でそのような定めをしているという

ことになります。

それから、仲裁可能性の準拠法につきましても、法廷地である日本法によるものという規定を置かせていただいているということでございます。それから、仲裁手続の準拠法については、仲裁地が日本である仲裁にのみ適用する、こういうような規定を置かせていただいております。

問題は、仲裁合意の方式の問題。具体的に言えば、書面によることを要するかどうかという問題に絡んでくるわけでございます。

これにつきましては、法律行為の方式一般の準拠法について定めます法例八条という規定がございます。先ほど申し上げました法例という法律でございますけれども、これによって処理をするという考え方を採用したわけでございます。この法例八条は、「法律行為ノ方式ハ其行為ノ効力ヲ定ムル法律ニ依ル」というふうな書かれてあるわけでございます。ですから、ある仲裁合意がされた場合、それが外国で行われた場合、大体その規律に従う、こういうことになっていくわけでございます。

この点につきましては、モデル法に沿った内容でございます。仲裁法案の十三条の規定を外国仲裁についても常に適用するという考え方もございました。

しかしながら、仲裁合意の書面性につきましては、仲裁合意の成立あるいは効力等の準拠法、それほど確固とした国際標準が存在するとは言えないんじゃないかということ、それから、現在 UNCITRAL ではこの書面要件の規定について改正が検討されておりまして、早期に国際標準が確立されるという状況にはないということから、結局、各国の仲裁契約の方式についての考え方を尊重する、こういう規律にしようということから、この点については特段規定を置かずに法例八条の規定によるということにしたわけでございます。

○山花委員 事物管轄の点についてお尋ねしたいと思います。

事物管轄についても、これは中間まとめの段階では、A案として「地方裁判所に管轄を認めるものとする」、B案として「地方裁判所に管轄を認めることを原則としつつ、事項により簡易裁判所に管轄を認めるものとする」という検討がされてきたように思いますが、この管轄の点については、どういう検討の結果、今回の提案となったか、この点について御説明いただきたいと思えます。

○山崎政府参考人 中間取りまとめでは、地方裁判所だけにするという案と、簡易裁判所にもという二つ考え方がございました。

これは、簡易裁判所はどういう裁判所かというのは、法務委員会でも事物管轄の御審議の折に申し上げましたけれども、やはり簡易迅速に裁判を行っていくという特徴があるわけでございまして、事件的にもそれほど複雑じゃないもの、こういうものを集中的に速く行っていく、こういう性格のものでございます。

そういうことになりますと、仲裁という、物によっては大変複雑なもの、あるいは取引に絡む、あるいは場合によっては国際的な取引の知識がなければというものもいろいろございまして、そういうことを考えていった場合には、地方裁判所に一本化した方がいいのではないかと、確かに、協力を得るときに、簡易裁判所が近くにあるからいいじゃないか、その方がいいじゃないかというふうな言われる方もおられるかもしれませんが、やはりこれは、同じ県内なら県内でございまして、地方裁判所の方に行っていたらいい、そこできちっと判断できる裁判官のところでやっていた方がいいだろうということを考えまして、地方裁判所一本としたわけでござい

ます。

○山花委員 この点については、随分と細かなことがいろいろ検討されたようですが、それについては、この場でお尋ねするのは控えていただきたいと思います。

次に、多数当事者仲裁ということについてお尋

ねしたいと思えますけれども、中間まとめの段階ではいろいろ検討されていて、恐らく民事訴訟の話と少しパラレルに考えて議論されたのかなという印象を受けています。つまり、民事訴訟だったら、参加形態とかそういうものがあって、途中から複数の当事者が訴訟するという形もあるわけですが、今回この仲裁法を拝見いたしますと、いろいろ議論があったのでしょうか、でも、当初から多数当事者の場合についての定めとなっております。

要するに、民事訴訟とかの対比でいいますと、民訴の場合ですと、訴えが提起されて途中から補助参加だとか独立当事者参加だとかそういう形態がありますけれども、それとの対比でいうと、今回のこの仲裁法はどういう検討の結果、こういう提案になったのかということについて御説明ください。

○山崎政府参考人 確かに、御指摘のとおり、仲裁が始まりましてその後第三者が仲裁手続に参加する場合というのは考えられるわけですね。それから、別途、また別のところで仲裁が行われておりましてそれを併合するとか、形態としてはいろいろ、観念的には考えられるところがございます。

確かに、それを中間取りまとめでは指摘しております。これについて最終的には規定を置かなかったということになりますけれども、これは、既に存在する当事者あるいはその仲裁人の意向を無視して第三者が仲裁に参加するとか、あるいは別の仲裁と一緒にすることとはやはりできないことになりました。

特に、仲裁は、基本的には当事者間の合意に基づいてやっていくことでございます。そうなりますと、結局は当事者及び仲裁人全員の同意あるいは合意を要するものという形になってしまいうわけでございます。そうなりますと、このことを改めて規定する意味はないのではないかと、みんなの合意が必要だということになれば、ですね。それは合意があればできるし、なければできない

ということですが、特に規定を置かなくても不都合はないのではないかとことから置かなかったということでございます。

○山花委員 ということは、例えば民訴で言うところの訴えの併合のような形であるとか訴訟参加のような形であるとか、それはやってはいけないという話ではなくて、改めて関係当事者及び仲裁人との間で合意があればやっても構わないというものと理解してよろしいのですか。

○山崎政府参考人 それはやっても構わないという趣旨でございます。それで、新しい方が入れれば、もう一度手続のやり方とかそれは全部合意するはずでございますので、その合意に従ったやり方をしていたらいいことだと思います。

○山花委員 そうすると、恐らく理論的には、今までやってきたのについては一たんなくなつて、新たな合意をするという形になるということでは、新しいのでしょうか。それとも、つまり、今までやってきた手続を引き継ぐ形であったとしても、合意をしてやっていくことができるということなんでしょうか。ごめんなさい、これも通告してなかったのですけれども、はっきりしておかないと、時効中断の関係とか少し影響が出てくるかなと思うものですから。

要するに、全部真つさらにしておいて、要するに一たん終了した上で、新たな合意ができて、またそこから新しく始まるということなのか。もちろん、そういうケースもあるかもしれませんが、あるかもしれませんけれども、今までの手続を、流用してという言葉が法律用語としていいかどうかわかりませんが、流用する形態もあり得るのか。これはケース・バイ・ケースで、恐らく合意の中身によるのでしようけれども、後者のケースというのもあり得るということではよろしいでしょうか。

○山崎政府参考人 確かに、御指摘のとおり時効の問題とかがございます。両方の形態、それは当事者の合意ですからあり得るというふうな思っております。

今まではAとBの二人で手続を進めてきた、今度Cが加わるといった場合には、今までのことは今までのこと、今後についてCを加えた場合どういう手続にするかというふうにつないでいくということも十分可能でございますし、合意によっては、では、Cが新しく入ったのだからもう一度全部やり直そうというのかもしれないと思えますけれども、継続していくやり方も当然あるということでございます。

○山花委員 済みません、時間がなくなってきました。

あと、仲裁人等の守秘義務についてどう考えるかということで検討されたようだけれども、この点についてはどういう検討をされて今回のような提案となったのか、御説明いただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 この点、結論的に申し上げますと、仲裁人の守秘義務の有無あるいはその内容につきましては、当事者と仲裁人との間の契約によつて定まるものでございまして、法律で一律に規定を設けるのは難しいということから、規定を設けることは見送った、こういうことでございします。

○山花委員 次に、これが大変大きな問題となっているわけだけれども、消費者保護に関する特別ということについて、いろいろ意見は出ておりますけれども、検討の経過など、あるいは趣旨などについて御説明をいただきたいと思ひます。

まず、消費者と事業者との間の仲裁契約の効力については、消費者保護の観点というところで、これは中間まとめの段階ではA案、B案とあって、B案の中でもB案の1、2、3という形で分かれておりました。

A案は、「消費者と事業者との間の仲裁契約については、消費者契約法第四条及び第十条等の規律に委ねることとし、特段の規定を設けない。」B案については、「消費者と事業者との間の仲裁契約の効力について、何らかの規定を設ける。」B1案、B2案、B3案とあって、時間の関係

でちょっと読み上げませんけれども、これだけいろいろ案があったのですけれども、どういう検討をされたのかということについて御説明いただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 消費者と事業者との間の仲裁については、今御指摘がございましたように、A案は全く規定を置かないという考えですが、B案は何らかの形で置いていく、その置き方で分かれているわけでございます。

いずれにしても、中心的な議論は、消費者と事業者との間の仲裁合意のうち将来の争いに関するものについては、消費者は仲裁の意味を知らないということが多いわけでございますし、仮にその意味がわかっていても、交渉力の格差等から仲裁合意を結ばざるを得ないことも多くなるといことが考えられるということから、検討会における議論におきましては、仲裁合意の内容を問わずその効力を制限するB1案あるいはB2案の方向で意見が集約されていったわけでございます。

この中で、仲裁合意を無効とするという案、これをとるか、それから消費者に解除権を与えるという案をとるかというところが最後に大きく分かれたわけでございます。

これは、消費者と事業者との間の仲裁合意については、既に特定の分野について仲裁機関、建設工事紛争審査会を設置しているわけですが、そういう仲裁機関も存在いたしまして、将来の争いを対象とするものについても仲裁が現に行われておりまして、消費者にとっても有用であるとも言われているわけでございます。そういうことを考慮いたしますと、最初から無効にするというのは、現在ある実務、これは消費者にとっても有利なものもあるわけですね、仲裁として。そういうものを全部つぶしてしまうということになることから、消費者に解除権を与える、こういう案をとったということでございます。

○山花委員 そのことと、「消費者と事業者との間の仲裁契約の方式等について」ということについては、これは中間まとめの段階では、A案、B案、C案、D案、E案と、大変多くの形が検討されたんですけれども、この方式の部分についても、どういった検討の結果、今回の提案となったのか、この点について御説明いただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 確かに仲裁合意について、主たる契約の契約書とは別個、独立の書面としなければならぬとか、いろいろな意見がここに掲げられております。あるいは、事業者の説明書の交付を義務づけるかとか、そういう観点でここにその案が掲げられているわけでございます。

結局、これにつきましては、法案の附則三条におきまして、将来の争いに関する消費者の仲裁につきましては、仲裁廷に説明書面の送付義務を課したり、あるいは口頭審理の実施義務を課し、そこで口頭による説明、こういうことをやっていくということですね。それから、消費者が口頭審理の期日に出頭しない場合とか、あるいは解除権を放棄する旨の意思を明示しないときには、消費者が仲裁合意を解除したものとみなすということで保護をする、こういう手続を設けたわけでございます。

そうなりますと、結局、方式の規制では消費者に対する実効性のある保護が図れないということとで、方式によるのではなくて、附則三条のような解除権を与える、こういうことによって逆に事業者としては、後にそれが無効になるということでは非常にむだになるわけですので、このことがあることによってきちっと説明もしていくだろうし、実務もうまく動いていくだろうということとで、その方式についてはあえて問わないということにしたわけでございます。

○山花委員 あと、「国際的な要素を含む消費者仲裁について」これは日本の消費者保護のためにどう考えるかということで、これについてもA案、B案ありまして、A案は、「仲裁契約が日本に密接に関連する場合には、当事者の合意の有無にかかわらず、仲裁契約の成立及び効力の問題につき日本法が適用になる旨の規定を設けるものと

する。」B案は、「仲裁契約の成立及び効力の問題については、新仲裁法及び消費者契約法の中の消費者と事業者との間の契約に関する規定が公序の内容となり、法例第三十三条により外国法の適用が排除され、新仲裁法及び消費者契約法の規定が適用される結果となる」とみて、特段の規定を設けない。この二つの案が検討されていたわけだけれども、この点については、どういった経過で今回の法案の形になったのか、御説明いただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 結論的に言えば、法例三十三条によつて処理をするという考え方にしたわけでございます。法例三十三条は「外国法二依ルヘキ場合ニ於テ其規定ノ適用力公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反ストキハ之ヲ適用セス」、こういうことでございます。

こういう考え方をとったということは、先ほど申し上げましたが、仲裁契約の成立あるいはその効力につきましては、附則三条の規定を置いております。それから、消費者契約法の規定が公序の内容となるということから法例三十三条により外国法の適用が排除されるということになることから、特段の規定を置かなくても不都合は生じないだろうということとで、このような考え方を採用したということでございます。

○山花委員 あと、仲裁費用の取り扱いであるとか仲裁人の報酬とか、こういったことについて中間まとめの段階でかなり詳細な問題提起があったんですけれども、この点について、どういった検討がされて今回法案の形になったか、この点について御説明ください。

○山崎政府参考人 費用、これも重要なポイントでございますので、中間とりまとめに掲げさせていただきまして、これはモデル法には規定がないということでございます。

これは、私どももいたしましては、法案の四十七条で仲裁人の報酬について規定を設けているわけでございますけれども、基本的には、第一次的には当事者の合意によつて定めるということとで

ざいます。合意がないときは、仲裁廷がその相当額の報酬を決定するというにいたしましたのでございます。

この仲裁費用につきましては、予納については、当事者間に別段の合意がない限り仲裁廷が費用の概算の予納を命ずることができるようになることにはしたわけでございまして、仲裁手続が円滑に進行するように工夫をしたということでございます。

この仲裁の費用の分担についてでございますが、中間とりまとめでは、当事者に合意がない場合には仲裁廷がこれを定めるところにしたいわけてございすけれども、この法案四十九条においては、当事者間に合意がない場合は仲裁費用は各自が負担するというところで考え方が変わっております。これは仲裁廷がすべて決めていくということには、仲裁廷の負担が非常に重いということになることから、その重さを避けて、基本的には当事者が各自で払っていく、各自が負担をするという考え方を採用したということでございす。

○山花委員　ところで、中間まとめの段階では消費者のことを大変問題とされていたんですけども、労働者についてはこの段階では特に表には出てきておりません。今回のこの仲裁法によりまして、事前の合意は無効であるという規律になっておりますけれども、二つの点についてお尋ねしたいと思ひます。

まず、何でもこれは労働者については事前の仲裁合意が無効という規律になったのかということが一点。もう一つは、消費者の場合は解除できるといふ解除の法制になっておりますけれども、消費者と労働者で規律に差異があるのはなぜでしょうか。

○山崎政府参考人　まず、中間とりまとめのときには、消費者と事業者、この関係だけでございまして、ここで意見募集もしている際に、各界から、労働についても、弱者強者の関係にあるんだから、その点についてもやはり別途規定を考える

べきではないかという御指摘がかなりございまして、私も、その意見を踏まえて、もう一度検討会に諮って最終的な案にしたということ、そういう経緯でございす。

なぜこの考え方が違っているのかということでは、まずけれども、労働契約の場合、仮に就業規則で仲裁条項が入っていたという場合に、雇われる側でございすので、そのときにまず嫌とは言えないだろう、そうしたら雇っていただけないということになりますので、これは、そういうやはり特殊な契約の形態にある。

それから、では、雇われている間に、途中の段階で、採用されている段階でもいろいろ問題は起こり得るわけですので、そのときにもやはり、それでは嫌と言えるか、解除するとかそういうふうに見えるかといったら、そういう関係はやはり継続的契約ですので、それは難しいだろうと。

そこで、やはり労働契約にしましては、将来の争いの点については無効といたしまして、そのかわり、紛争が生じたときにどういうような紛争解決方法を選択するかというときには、もう十分自分の立場を意識しているはずでございすので、それについては有効にするということで、やはり消費者の関係と違っている。

それから、今までも労働関係の仲裁というのは、ほとんど、実際の社会では余り利用はされてきていなかったという実態もございすし、契約の継続性、これを踏まえまして考え方を違えた、こういうことでございす。

○山花委員　済みません、あと何問か残してしまいましたが、最後に法務大臣、仲裁制度の今回こういふものが、新たなADRのような形で導入されるんですけども、仲裁制度の利用促進について、政府として何らかの施策を考えられているんでしょうか。その点についてお尋ねして、質問を終わりたいと思ひます。

○森山国務大臣　仲裁の利用促進を図るために、政府といたしましては、仲裁制度の意義や新たな制度の内容を国民に広く理解していただくことも

に、仲裁の実務を支える仲裁機関の充実や仲裁人の育成に資するよう、必要な施策に取り組んでいくことが重要と考えております。また、各仲裁機関等においても、新たな制度のもとで活発に取り組みがなされていくものと期待しております。

この点に関連して、司法制度改革の一環としてしまして、ことしの四月に、仲裁を含むADRについて、関係機関等の連携の強化を通じて、その拡充、活性化を図るため、関係省庁等から成る連絡会議におきまして、当面、横断的、重点的に取り組むべきと考えられる施策をアクションプランとして取りまとめたところでございす。

このプランには、ADRに対する国民の理解の促進とか、ADR機関等へのアクセスの向上及び担い手の確保、育成等に関しまして、関係省庁等が取り組むべき具体的な施策が盛り込まれておりまして、今後、民間の機関等とともに、連携しながらこれらの施策に取り組んでいくことといたしております。

このような政府や仲裁機関等における幅広い取り組みを通じて、仲裁の利用促進が図られていくことを期待しております。

○山花委員　終わります。ありがとうございます。

○山本委員長　石原健太郎君。

○石原(健)委員　推進本部事務局長にお尋ねします。

仲裁手続に裁判所が関与する場合どのような場合でしょうか。また、そのように裁判所が関与することとしたのはどのような理由によるものでしょうか。

○山崎政府参考人　仲裁は、当事者自治に基づく紛争解決手段であるということでございすけれども、その仲裁判断には、確定判決と同一の効力という強い効力を認めるわけでございまして、こういうものを認める以上、その適正と実効性を担保することが必要になってくるということがまず考えられます。また、そのためには、仲裁廷の構成だとか手続だとか、仲裁判断の適法性、適正

さ、これが確保されていくという必要があるわけでございす。

そこで、この法案におきましては、仲裁の自律性との調和を図りながら、裁判所が仲裁手続について援助あるいは適法性を中心とするコントロールを行うということを組み合わせているわけでございす。

具体的には、何点か申し上げますけれども、まず通知について、所定の要件を満たした場合に、裁判所の方がお手伝いをする、当事者が行ってもなかなか受け取ってくれないとか、そういう場合には裁判所の方がお手伝いをしますという規定も置いております。

それから、仲裁人は非常に重大な職責を担うということから、必要な場合には、当事者の申し立てによりまして、裁判所がその人選の決定とか選任等を行うということでございすし、仲裁人に一定の事由がある場合には、忌避、解任の裁判、こういうものを行うということで排除をするという後見的な役割も果たしているわけでございす。

それから、仲裁廷に仲裁を行う権限があるかどうかというふうな問題になることもあるわけでございすけれども、そのような場合にも、一定の要件のもとに、仲裁権限があるかどうか、その有無についても裁判所が判断をする、こういうことにしております。

それから、仲裁廷には第三者に対する強制力がございせんから、仲裁廷が必要とする証人尋問等の証拠調べ、これもできるようにするというところでございす。

それから、最後でございすけれども、仲裁判断の適法性を確保するため、仲裁判断の取り消しだとか執行決定の裁判をするという、こういうような制度を設けて、違法なものについては排除をしていく、こういうシステムを採用しているというところでございす。

○石原(健)委員　仲裁合意の際、仲裁人の数を当初は一名としたけれども、その後、仲裁人の数を

三名とか五名にするということは可能なんじゃないか。

○山崎政府参考人 この法案の十六条一項でその定めがされておりますけれども、仲裁人の数は、当事者が合意によって定めるといふふうにされております。したがって、仲裁人の数を一名、三名、五名とか定めることは、いずれも可能であるということになります。

また、一たん定めた仲裁人の数を変更するということも、両当事者の合意がある場合には、それはできるだろうということになります。

まず、仲裁人を選任してない段階で、その数を変更するという場合は、これはお互いに変更の合意をすればできてしまうということになります。

既に仲裁人を選任して仲裁手続が進行した段階にあって、数の変更の合意とともに、既に選任した仲裁人の地位をどうするかというのを決める必要が出てくるという場合もあるかと思えます。

仲裁人を留任させる場合は、当初、仲裁人を一名とする内容で成立した仲裁人と当事者との間の、その仲裁人となることについての合意が変更されるということになるため、その仲裁人の事前の了解を得ておく必要があるかと思えます。これに反しまして、仲裁人が解任されて新たな仲裁人を選任するという手続、これにつきましては、もとへ戻るわけでございます。最初からやるということと同じでございますので、この法に規定した形、これを利用していただければということになります。

いずれにしても、例えば仲裁人を五人とする特殊な形態、これは実際でも余り、世界の例を見てもないということから、そういうものについての規定を置いておりませんで、通常、今まで世界で基本的に行われているのは大体三人と。奇数じゃないと可否同数になってしまうおそれもございまして、一人だということになると、これもなかなか、公平な判断がきちっと担保できるかと

いう問題もございまして、三というのを基本的に置かせていただいたということになります。

○石原(健)委員 三十五条第二項では、裁判所に係る証拠調べの実施を申し立てるには、仲裁廷の同意を得なければならないとされておりますけれども、このように仲裁廷の同意を要件としたのはどのような理由でしょうか。

○山崎政府参考人 確かに、どのような証人が要るかとか、どのような証拠文書があるかというのは、当事者が一番よく知っているということになるだろうと思えます。そういう意味で、当事者に申し立て権を与えるということが出てくるわけでございますけれども、また、逆に見れば、証拠調べの要否というのは、元来、判断者でございます仲裁廷において決めるべきものではないかというところになります。

当事者の自由な申し立てを認めると、不要な証拠調べについても多数の申し立てがされるというおそれもございまして。そういうことを考えまして、基本的には仲裁廷がその必要性を判断して決めていくということになりますけれども、やはり、当事者は、どういう証人が必要か、どういう証拠があるかというのを一番よく知る立場にもございまして、当事者にも申し立て権を与える、しかし当事者が申し立てるときには、仲裁廷の同意を得て、本当に必要なかどうかを判断してもらって申し立てる、こういうふうにしたわけでございます。

○石原(健)委員 第三十八条では、仲裁廷は、当事者間に和解が成立した場合に、当該和解における合意を内容とする決定をすることができると規定されておりますが、逆に言うと、当事者間に和解が成立した場合であっても、仲裁廷がその和解内容を認めないということもあるのでしょうか。

○山崎政府参考人 法案では三十八条の二項でございまして、その内容は公序良俗に反してはならないということは、通常の仲裁判断の場合と和解でも同じだということになろうかと思えます。

ただし、通常の仲裁判断とは異なって、仲裁廷は合意の内容の形成に関与していないということが多いためでございます。そうなりますと、その裁量によって合意の内容を審査して、公序良俗に反することが認められるような合意については決定対象としないことができるということになります。してはならないわけでございますけれども、そういうことから、決定することができるということで、決定しなければならぬと言っているわけではございません。排除すべきものは排除するというところで、公序良俗に反するようなものが含まれていけばそういうものを排除しなければならぬということから、決定することができるといふ文言にしたわけでございます。

○石原(健)委員 第四十二条では、当事者が仲裁廷に対して仲裁判断の解釈を求める申し立てをすることができると規定されておりますが、この規定趣旨はどのようなものでしょうか。

○山崎政府参考人 仲裁判断は紛争を解決するための判断でございますから、明確性が最も重要だというものでございます。しかしながら、例えば、国際的な仲裁において、仲裁人を含む仲裁関係者の日常用語と仲裁判断で用いられた用語が異なってくるという場合もあるわけでございます。同じ概念が複数の意味を有したり、あるいは文脈によっては意味が変化したという場合もございまして、それから、翻訳上の諸事情から、仲裁判断がされた後に、その意味、真意をより明確にするという必要と実益が認められる場合があるということから、当事者の申し立てによって一定の場合にその仲裁判断の解釈を示すという制度を設けることとしたものでございます。

これは、解釈といっても、いわゆる法律の解釈、そういうものではなくて、仲裁判断の明確化のための、そこで使われている文言はどういう意味を持っているのかということを明確にする手段であるということになります。

○石原(健)委員 仲裁法第四十四条第一項各号の仲裁判断の取り消し事由はどのようなものでしょうか。わかりやすく説明してください。

○山崎政府参考人 四十四条一項に、八号までですか、さまざまな取り消し事由が書かれております。簡単に御説明申し上げます。

一号でございますけれども、これは、例えば、当事者が仲裁合意の当時、法律行為をする能力がなく、有効に法律行為をすることができなかったような場合でございます。

第二号は、仲裁合意の成立効力は日本法によると合意されていた場合に、その仲裁合意に錯誤があつて無効になる、こういうような場合ということになります。

三号は、いわゆる手続保障を欠く重要な例として、適正な通知がなかった場合を取り上げたものでございます。例としては、仲裁手続について口頭審理を行う場合に、その日時、場所が通知されずに手続が進められてしまつて、仲裁判断に至つてしまつたというような場合でございます。

それから四号につきましては、仲裁判断の取り消しを求める申立人が、仲裁廷の行った仲裁手続において相手方の主張立証に対する反論の機会を与えられず、手続保障を欠いてしまつたような場合ということになります。

五号でございますけれども、損害賠償についての仲裁合意をいたしたのに物の引き渡しを命じてしまつたというようなものでございます。あるいは、百万円の支払いを求めたのに百五十万円の支払いを命じたとか、そういうものでございます。

それから六号は、仲裁廷のメンバーであります仲裁人の選任手続が行われていなかったりあるいは仲裁人の権限を有していなかったというような場合、それから、口頭審理を開くことが当事者間で合意されていたのに、それを開かないままその判断がされたというような場合でございます。

七号は、例えば特許の有効性そのものの争いなどについて仲裁によって解決することはできないのでございまして、それについて仲裁判断が出されたというような場合でございます。

それから八号は、例えば、禁制品の取引代金の支払いを命ずるような仲裁判断がなされたような場合。

こういうようなことがいわゆる取り消し事由であるということでございます。

○石原(健)委員 第四十五条及び四十六条では、仲裁判断の承認や執行決定について定められていますが、この仲裁判断の承認や執行決定とはどのようなものなのでしょうか。

○山崎政府参考人 仲裁判断、この法案の四十五条で定められておりますが、確定判決と同一の効力を有するということでございます。そういうことではございませうが、必ずしも公的機関によって下されるものではないということから、国家によってその効力を認められるためには、日本の公序良俗に反していないことなど一定の事由がないということ、これが承認要件というわけでございまして、これが必要になるということでございます。

このような、仲裁判断に確定判決と同一の効力を認めることを仲裁判断の承認というふうに言っているわけでございます。これは、承認については特別な手続はございませんで、具体的事件において仲裁判断の効力が問題となったときに、裁判所が承認要件を満たしているかどうかを判断するということになります。

それから、仲裁判断の執行決定でございますけれども、これは仲裁判断に基づいて強制執行する場合で要求するものでございます。強制執行する場合、承認要件を満たしていると判断して強制執行を許可するという裁判をするということでございます。

この法案では、仲裁判断の承認要件は、大体モデル法に従っておりまして、国際標準に沿ったものとしていただいております。具体的には、仲裁合意が無効である場合とか、仲裁手続が法令に反している場合、仲裁判断の内容が公序良俗に違反している場合、こういう点については承認をしないということになるかと思っております。

○石原(健)委員 第四十五条第一項の括弧書きでは、仲裁地が日本国内にあったかどうかを問わないと規定されていますが、外国で行われた仲裁判断に基づいて日本国内で民事執行をすることについては不都合は生じないのでしょうか。

○山崎政府参考人 債務者が仲裁判断で命ぜられた事項を任意に履行しない場合、この場合には、債務者の財産が存在する国において強制執行を行う必要があるということになります。そういう関係から、外国で行われた仲裁判断であっても、債務者の財産が日本国内にあれば日本国内で民事執行をすること、これを認める必要があるわけでございませう。ただ、外国で行われた仲裁判断については、場合によっては、その内容が日本法に適合せず、日本国内でその効力を認めることが容認されない場合も出てくるわけでございます。

それから、仲裁地が国内、国外、いずれであっても、仲裁判断は必ずしも公的機関によってなされたものではないため、日本国内で効力を有することなどの一定の承認要件を満たしていること、これが必要になるわけでございます。外国で行われた仲裁判断も含めまして仲裁判断に基づいて国内で民事執行をするためには、裁判所による執行決定を得るということにしたわけでございます。

物すごくわかりやすい例を申し上げますと、外国で行われた仲裁判断が、いわゆる損害のてん補の損害賠償に加えて、いわゆる懲罰的損害賠償を命じているような場合、これは判例上、懲罰的損害賠償は日本の公序良俗に反するものというふうになされているため、その懲罰的損害賠償を命ずる部分については承認要件を満たさないということになるのではないかとこの点にも考えられるわけでございます。

○石原(健)委員 この仲裁法案は、国際仲裁と国内仲裁とのいずれをも対象としています。しかしながら、国際的な企業取引等について行われる国際仲裁と国内の一般的な仲裁とは、紛争の規模や内容等に違いがあると思われましかれども、こ

れらを統一的に仲裁法の対象とすることとしたのはどのような理由によるものでしょうか。

○山崎政府参考人 この点につきましては、形式的な理由としては、司法制度改革審議会の意見で、国際商事仲裁も含めて国内も、その種別を問わず仲裁法の整備が必要であるというふうに要請されたわけでございます。この関係で、私どもの検討会でいろいろ検討したわけでございますが、UNCITRALのモデル法に沿って立案するということになったわけでございます。

このUNCITRALのモデル法は、その事柄の性質上、国際商事に関する仲裁を直接の対象にしているというものでございませうけれども、そこに盛り込まれた規範、これは、国際仲裁または国内仲裁の種別を問わず、またその両者にも該当し得るという一般性のあるもの、それから商事であろうと通常の民事であろうと、そういう規範であるということ、そのどちらにも応用できる普遍的な考え方であるということから、今回、国際仲裁と国内仲裁をあわせて規定した。そのかわり、国内仲裁については、いろいろ問題があり得るものについては特例を設ける、こういう形にしたわけでございます。

○石原(健)委員 この法案では、仲裁人の取捨罪の規定が刑法から仲裁法に移されるとともに、国外犯の処罰規定も置かれています。

このように新たに国外犯の処罰規定を設けた趣旨はどのようなものでしょうか。例えば、仲裁の当事者が外国人で、仲裁手続が外国で行われたような場合についても処罰の対象となるのでしょうか。

○山崎政府参考人 今回、いろいろの罪の罰則規定が置かれているわけでございますが、これは刑法の方からこちらへ移したということでございますけれども、この点につきましては、この法案の三条一項という規定がございまして、仲裁地が日本国内にある仲裁に限って適用されるということでございます。したがって、対象とするのは、仲裁地が日本にある仲裁であるということ、こ

のような仲裁を保護の対象とするものでございませう。

したがって、仲裁地として日本国内の地が定められた場合であれば、御指摘のような、仲裁の当事者が外国人でも、仲裁手続も外国で行われた場合であっても、日本における仲裁を保護する必要があると認めて処罰の対象になるということでございます。

仲裁地を我が国としても、その仲裁廷のやり方としては、仲裁の手続は外国で行うということも可能にしておりますので、仲裁地は日本に定めて外国で手続をした場合、そういう場合であっても処罰の対象になるということでございます。

○石原(健)委員 終わりに、法務大臣にお聞きしたいと思っておりますけれども、仲裁法は明治以来今日まで改正もなく、この法案の提出に至ったわけですが、このような経過については、法務大臣としてどのように考えておいででしょうか。

○森山国務大臣 おっしゃるとおり、明治以来の改正でございます。しかし、かねて仲裁法の抜本改正は求められてまいりまして、多くの立法論的研究がされてまいりました。

法務省におきましても、これまでに改正作業の着手が検討されたことがございましたが、社会経済情勢の大幅な変化に伴いまして、より緊急性が認められました他の民事手続法の作業が先行して行われてきたものと考えております。

その間、我が国においてもADRに対する認識が広まりまして、司法制度改革審議会意見におきまして仲裁法の早期整備が提言され、今般ようやく本法案を提出させていただくことになったわけでございまして、長い間の懸案に一区切りがついたというふうにご覧いただいております。

この法案は、種々の事項について規定を整備しておりますので、わかりやすく使いやすいものになったと考えておりますし、国際的調和にも配慮しておりますので、国際的な案件にも十分対応できるものと自負しているわけでございます。

この法案によりまして、日本における仲裁が活

性化したしまして、裁判と並ぶ魅力的な制度となることを期待いたしますとともに、今後ともそのための検討を重ねてまいりたいと思います。

○石原(健)委員 終わります。どうもありがとうございます。

○山本委員 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。

二十七日に続く質問ですので、きょうは、法案に立ち入ってお聞きをいたします。

最初に、法案第十三条の仲裁合意の効力の問題であります。

十三条によりますと、「仲裁合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができない民事上の紛争(離婚又は離縁の紛争を除く)を対象とする場合に限り、その効力を有する。」とありますので、この解釈についてお聞きします。

何点か聞きますが、順を追って聞きます。

まず第一に、これは、行政事件訴訟法の対象たる紛争は除外されるんですか、仲裁合意の対象ですか。

○山崎政府参考人 行政事件訴訟法の対象となる紛争でございますけれども、これは当事者が和解できる紛争ではないということから、仲裁の対象にはならないと考えております。

○木島委員 そうしますと、国や地方自治体や独立行政法人が一方の当事者となる仲裁合意、行政事件訴訟法の対象ではない、例えば、国が発注する契約、請負契約などというのは私的契約ですね、それから国家賠償請求訴訟の対象となる損害賠償請求事件、これらも行政事件訴訟法の対象ではありません。国賠訴訟の対象であります。

そういう争いについては、一方の当事者が国、地方公共団体、独立行政法人であろうとも公的団体であろうとも、いわゆる民事裁判の対象であります、こういうものは仲裁合意の対象と考えていいんですか。

○山崎政府参考人 御指摘のとおり、国、地方自

治体ですか、それが当事者になるというものにつきます。その対象が民事上の紛争であって和解ができる紛争であれば有効であるということでございます。今御指摘がございましたけれども、国賠の事件、これでも和解できますので、それは対象になり得るということでございます。

先ほど言いましたように、行政行為については、そのもの、行政事件訴訟法の対象になるものについては和解ができませんので除かれますけれども、それ以外のものはオーケーだということでございます。(木島委員 契約はどうでしょう)と

呼ぶ契約の問題は当然入ります。対象になり得るということでございます。

○木島委員 そうすると、公的機関といえども、契約は当然、契約の手続は談合防止のためのいろいろな規制がありますが、一たん契約をした請負契約、その他損害賠償の対象たる国賠事件、そういうものであっても、国としても、場合によっては、裁判を受ける権利の放棄である、そういう本質を持つ仲裁合意が締結可能だということですね。

それでは、次に聞きます。

この法案第十三条では、離婚、離縁の紛争は除外しています。それはなぜでしょうか。

もう一点ついでに聞きます。人事訴訟手続法や家事審判法の対象たる紛争は、離婚、離縁に就いて、同じようにすべて除外されるのでしょうか。

○山崎政府参考人 この離婚、離縁の紛争について仲裁適格がないとしたのは、結局、身分関係の変更はあくまでも本人の意思にゆだねることが望ましいということから、第三者が身分関係の変更について最終的な決定権を持つべきではないというふう考えたことからこの除外をしているということでございます。

人事訴訟法でも、離婚、離縁について裁判上の和解をすることができるといふふうになりましたけれども、裁判所が適当な和解条項を定めて和解をするという民事訴訟法の二百六十五条がございますけれども、この適用はやはり除外をされて

いるということでございます。

○木島委員 いや、適用除外はいいですが、では、人事訴訟手続法の対象たる紛争、家事審判法の対象たる紛争、たくさんありますね。いろいろありますね。そういうのは除外されるんでしょうか。仲裁合意ができた場合には、そういうのは第三者たる仲裁人の判断にゆだねていいんでしょうか。

○山崎政府参考人 一般的には、やはり和解をすることができるといふ権利には当たらない。

ただ、今度、離婚、離縁については人事訴訟法で和解ができるといふ形にしたわけでございますが、そのときに、やはり全部をゆだねてしまいうなうなういけれども、あえて書いたわけでございますが、一般的に身分関係のものについては和解になじまないということでございます。

○木島委員 確認します。そうすると、全部除外されちゃうということですか。親権者をだれにするかなんというの、全部この仲裁合意から排除されるということですか。では、全部そうですか。人訴や家事審判法の対象のものは全部もう和解になじまないと言言できるんですか。

○山崎政府参考人 原則としてそれは対象にしないということだろうと思いますが、ただ、家事審判法の中でも、どういふものが紛争性があって、当事者の和解に、処分になじむというのとはちょっと個々に検討しなければならぬ問題はあろうかと思いますが、原則としては対象にならないということでございます。

○木島委員 非常に大事な部分が答弁できません。人訴、家事審判法対象の紛争は幾らでもあります。今、抽象的な答弁しかできないんですね。原則として和解になじむかどうかで切り分ける

と。私に与えられた時間はほんとに短いですから、その大事な部分がまだに答弁できないのはいかにかなと思うんです。では、この問題は保留し

て、もう次の質問に移りましょう。

非訟事件手続法の対象たる非訟事件に関する仲裁合意は有効でしょうか、無効でしょうか。

○山崎政府参考人 これにつきましては、非訟事件の性格上、裁判所等が後見的な形で、当事者間で判断をしていくと。ですから、これについても原則としては対象にならないということでございます。

○木島委員 では、念のために聞きますが、例外としては対象になる非訟事件手続法の紛争もあると。例外というのはどんなものが考えられますか。

○山崎政府参考人 考えられるとすれば、借地借家で、借地非訟の事件があらうかと思えますけれども、その場合に、賃料をどのぐらいにするとか、そういうものはございします。これは、最終的には裁判所の決定にゆだねるということになりますけれども、これについては、どのぐらいにするかというのは当事者間で程度お互いに決めていけるというような性格のものではないかというふうに考えられます。

○木島委員 前回も私は指摘をしましたが、仲裁の本質というのは、両当事者間の裁判を受ける権利を放棄するという合意です。憲法三十二条でしたか、裁判を受ける権利が基本的人権の一つとして保障されている、それをお互いの当事者が放棄する、全部第三者の仲裁人にゆだねるという大変重大なものを秘めたものがこの仲裁制度なんですね。

ですから、こういう紛争は仲裁の対象になる、こういう紛争についてはなじまない、それはあくまでも最終的には裁判所が決めるもの、あるいは、国家はこういう紛争については私的第三者にゆだねられないというのがあると思うんですよ。しかし、その区分けがいまだに鮮明でないということ、まことに私は憲法三十二条との絡みで問題だということを指摘だけしておきたいと思うんです。

借地非訟事件、確かにあります。今の答弁です

と、賃料ぐらゐは仲裁合意の対象になるんだなんということになりまして、まさに一番大事な部分が、裁判を受ける権利との関係で仲裁合意の対象だという答弁ですが、まだもうひとつあまいで

すね。

では、次に聞きます。宗教団体とか政治団体とか学校法人とか業界団体とかNPOなど、組織の構成員と組織そのものとの民事上の紛争、これは仲裁合意の対象でしょうか。特に仲裁人が組織の一部の人間が構成するような場合、大体そうなると思うんですね、もしこれがそういう組織対組織の構成員との争いまで仲裁の対象となれば、仲裁裁定というのは大体組織が決めてしまうと思うんですね。そういう場合の仲裁合意は有効になるんでしょうか。

○山崎政府参考人 団体の構成員とその団体の間の紛争、これは私も事件としては経験したことはございませうけれども、これが民事上の紛争に当たるといふ限りは仲裁適格があるということだろうと思ひます。その間で例えば損害賠償の関係で争いになるということがあれば、これは民事上の紛争ということになるかと思ひますが、当然対象にはなるといふことではございませう。

それからもう一つ、今御指摘の、団体と構成員との間の紛争について、構成員が仲裁人となるというふうな場合ですか、そういう御指摘があったかと思ひますが、それをもって仲裁合意が当然に無効になるということではないと思ひますが、その仲裁人について、やはり独立性あるいは公正性を疑うということに、そういう事由に当たるといふことであれば忌避の原因になって、仲裁人は忌避される、こういう関係にあるというふうと思ひております。

○木島委員 そうすると、組織とその組織のメンバーとの紛争について、民事上の争いなら仲裁合意は有効だと。そうすると、組織対組織を構成する個人との争いがいろいろあるんですね。

規約に反して除名された除名処分の有効性を争う紛争、そういう場合は、これは民事の争いだから

ら仲裁合意は有効だと。事前の仲裁合意も本法は有効ですから、その組織の構成員になる段階で大体サインさせられるんでしょう。そういう除名処分が有効、無効をめぐる争いなんかの、仲裁合意が有効か無効かの切り分けの基準というのは何なんでしょうか。

○山崎政府参考人 団体内部といつても団体でいろいろありまして、団体内部のその争いが法律上の争訟に当たるかどうかという問題がまず前提としてありますが、争訟に当たるといふことになれば、それはみんな対象になっていくということだろうと思ひます。

○木島委員 これは非常に難しい問題を秘めた質問ですから、私はこれ以上立ち入りません。宗教上の教義なんかを構成員と宗教団体とが争っている場合に、それで除名処分になったときに、果たして民事裁判が立ち入れるのかという民事裁判の根本問題がありますから、それと同じ問題が、この仲裁合意が有効か無効かもあるということだと思ひるので、大変難しい問題ですから、もう立ち入りません。

しかし、十三条の、どういう仲裁合意が有効か無効かをめぐっても、非常にあいまいなグレーゾーンがたぐささんある。ほんのわずかな質疑を通じて、まだ未解明の分野がたぐささんあるということだけ指摘して、次の質問に移ります。

仲裁人の選任、特に、仲裁人の公正性、独立性の保障の問題であります。

前回も私指摘しましたが、仲裁の本質が裁判を受ける権利の放棄でありますから、選任される仲裁人の公正性、独立性の担保は特に重要かと思ひます。

そこで、本法案は、十七条の規定によって、裁判所による選任の場合でも公正性、独立性が大事だと規定されております。それから十八条の忌避原因の中にも、公正性、独立性を疑うに足りる相当な理由があるときは、当事者は仲裁人を忌避できると、大変大事な規定があります。

そこで、端的に聞きます。公正性、独立性とは

どういう概念でしょうか。

○山崎政府参考人 一般に公正とは、仲裁人が公平で、いずれの当事者にも偏らず、また偏っていると見られるような行為をしないことをいうというふうに考えられます。それから独立とは、客観的に見て、仲裁人が、当事者とそれに近い者、あるいは紛争対象、または自己の偏見による束縛を受けない状況をいうというふうに解釈されております。

ここでは、条文中、ごらんをいただければおわかりのとおり、「公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき」ということで、疑う理由があるときと少し広がつておりますので、対象はかなり広く網羅をしているということではございませう。

○木島委員 そうしますと、現在ほとんど機能してはいないんですが、仲裁の仕組みがあるものとして、日本海運集会所とか不動産適正取引推進機構とか指定住宅紛争処理機関などがあります。こういうのを民間団体型仲裁機関と概念上公称しているようであります。それ以外に、公が設立しているものと弁護士会などが設立している仲裁センターとかありますが、それはともかくとして、民間団体型仲裁機関がある。

では聞きますが、この業界の構成員たる事業者が締結するいろいろな契約、その契約に関する一切の紛争はこの仲裁機関に仲裁を一任するというような約款があつて、それにサインをしてしまった場合に、このような仲裁合意は、あるいはこのような仲裁機関は公正性、独立性があると言えるんでしょうか。今答弁では、公正性の概念はいずれの当事者にも偏らずとありましたね。大変危惧されますが、どうでしょうか。

○山崎政府参考人 公平性と独立性でございませうけれども、これは仲裁人の忌避の原因ということになりますけれども、仲裁機関の問題ではないというところでございませう。

御質問のような仲裁機関で仲裁を行う場合に、選任された当該仲裁人、これについて公平性ある

いは独立性の疑いがあるという相当な理由があるかどうかということとは、個別にその判断をされるということ、一概にそういう仲裁機関であるから一切だめということではないということではございませう。

○木島委員 どうですかね。そういう仲裁機関といふのは、大体業界がつくっているんでしょう。指定住宅紛争処理機関だつてそうですよ。民間団体型。民間団体型といふのは、結局業界がつくっている仲裁機構でしょう。そういうところには仲裁人の名前がずっとエントリされていると思うんですよ。そういうものから指名された仲裁人がなると思ひます。そういう約款がつくられていると思うんですよ。そういうことを枠組みとしていふような状況のもとに、ある業者がその業界に加盟している業者と契約をする。将来の争いについてこういう枠組みの仲裁に従うんだといううのが一項目入つていた。

そうすると、選任された個々の仲裁人が公正か独立かということとは確かに今答弁されたとおりかもしれないけれども、その枠組みそのものが業界にすっぱりと依存しているような場合には、全体が公正性がないんじゃないかと思うんですが、それは違ひませんか。

○山崎政府参考人 先ほど答弁したとおりでございませうが、例えば、今委員の方から御指摘はございませうけれども、建設工事紛争審査会がございませうが、これは建設業法で定まつておりますけれども、この中には、これは法律で決めているわけではございませうけれども、必ず弁護士が一名仲裁人に入らなければならないという規定を設けたりしているわけではございませう、そういう意味では、ある程度中立な、きちつとした判断ができるようにという配慮もしているわけではございませう。

ですから、今御指摘いただいたようなものについて、ちょっと今個々にどういう規定になっているか、直ちに今ここに持つてはおりませうけれども

も、その選任の仕方によっては中立的な方をきちっと入れてやるということも可能なわけでございますので、そういう機関がそういうものであるからだめということにはならないというふうに考えております。

○木島委員 調査室が我々に出して下さっているこの仲裁法案の解釈によると、三つに分けているんですね。

今答弁された中央建設工事紛争審査会、これは、区分は行政型と区分しているんですよ。船員労働委員会、労働委員会、公害等調整委員会、これは行政型だと区分されているんです。私がさっき指摘した日本海運集会所とか不動産適正取引推進機構とか指定住宅紛争処理機関は民間団体型。また、最も役割を果たしている民間団体型には国際商事仲裁協会がある。それはいいんです。それと別枠で、弁護士会型とあるんですね。

ですから、今事務局長が答弁した中央建設工事紛争審査会というのは、確かに建設業法に基づく行政型であります。それだからこそ、仲裁人の一人は弁護士でなきゃいかぬという、公正性というんですか、担保されていると思うんですよ。

しかし、もし今度の仲裁法が成立をいたしました動き出しますと、私は、あらゆる業界が、これはいい制度ができたというので、自分たち業界が主導して民間団体型の仲裁機構がつくれるんじゃないかと。それは余り公正じゃないかもしれません。

そういう業界に加盟する大手企業が業界に加盟していない外の企業と結ぶ契約、あるいはその業界に加盟している大手企業が結ぶ下請契約、そういうものまで全部仲裁契約が盛り込まれていきますと、公正という点の根本的な疑問があると私は思うんですが、それはどうでしょうか。

○山崎政府参考人 もしそのような、今御指摘のような仲裁機関をつくるということになったら、それは仲裁機関の自殺行為にも等しいことになるわけでございまして、そういうことが本当にもつのかと、世の中で。そういうことを御理解賜りた

いと思います。

○木島委員 自殺行為と言うけれども、現に、不動産適正取引推進機構、これは民法上の公益法人です。省とあります。確かにこれは、平成十二年度を見ましたら、受理件数、仲裁ゼロ、判断件数、仲裁ゼロ、こんなのはもうへんばだから使われていないということかも知れません。

そうすると、今の答弁、大変大事だと思うのです。業界が勝手に、この法律ができて自分たちの都合のいい仲裁機構をつくり上げる、そして、その業界に加盟する大手企業が下請なんかと取引するときに、その仲裁機構を使うんだなという仲裁契約をもし盛り込ませたとすれば、それはまさに自殺行為だから、そういうのは、仲裁契約は無効というか、取り消されるべきだと私は感じますが、それだけ指摘して、次に移ります。

仲裁判断の取り消し、四十四条、不承認、四十五条について伺います。

法案四十四条二項は、どういう場合に仲裁判断を取り消すことができるかについて、こう記載しています。四十四条二項、これは、「仲裁判断書の写しの送付による通知がされた日から三箇月を経過したとき、又は第四十六条の規定による執行決定が確定したときは、仲裁判断の取り消しの申し立てができる」という条文であります。

どういう意味なんですか。二つ並べているんです。仲裁判断の通知があつてから三ヶ月経過した場合、または執行決定が確定した場合。どういうことですか、この条文は。

○山崎政府参考人 まず、仲裁判断書の写しの送付による通知がされてから三ヶ月、これは明らかであろうかと思いますが、問題は、執行決定、この申し立てがされてその裁判が確定したときということでございますが、この取り消しの判断と、それから執行決定の除外事由、これがほぼ同じような事由を掲げているわけでございまして、そちらの執行の判断の中できちっと主張すべきものは主張できたはずでございます。そういう意味で、

執行決定が確定した場合には、そこで主張すべきであったので、これをここで改めて主張することはできない、こういうふうになっているわけでございします。

○木島委員 私の問題意識は、こうなんです。この条文の解釈なんです。そうすると、こういうことと聞いていいですか。仲裁判断の通知から三ヶ月経過してしまっても、執行決定を求める裁判が行われ、そして執行決定確定までは不利な仲裁判断を受けておった方は取り消しを求めることができるということですか。通知から三ヶ月たつてしまつたけれども、まだ幸いにして執行決定の裁判中はその裁判の中で抗弁として取り消しの主張ができる、そういうふうはこの条文を読むんでしょうか。

○山崎政府参考人 先ほどの御質問にちょっと加えていただきますけれども、結局、判断の矛盾を避けるという意味で、執行決定の方で判断をされたものについてはそれに従う、こういう考えを採用しているということでございます。

それから、今御質問ございました、三ヶ月経過した場合であっても執行決定の裁判をまだやっていないという場合でございますけれども、これは、その場合でもやはり三ヶ月は三ヶ月で時期が来ますので、その理由は、執行決定を求める裁判の中で、取り消し事由と事由を同じくする執行拒否事由の有無について裁判所の判断を求める、その中で求めてください、こういうことになります。

○木島委員 そうですか。そうすると、救済可能なんですね。抗弁として、私はこんな不当な仲裁判断を受け取ってしまった、そして三ヶ月たつちやうた、しかし幸いにして執行決定がまだ裁判中だと。その裁判の中で、こんな不当なものは取り消してほしいということが可能だということですね。これは、一定程度救われる気分がします。

ところが、では、何で本法は通知の日から三ヶ月を経過したときはもう取り消しができないようにしてしまつたんでしょうか。現行法は、たしか、当事者が取り消しの理由を知りたる日より一

カ月の不変期間は取り消しできると規定してたんじゃないでしょうか。執行判断の通知が来ても、当事者が本当に取り消し事由があるのかないのかわからないような場合には、取り消し申し立てなんかできるはずじゃないですか。私は、現行法から見ても、これは大変な当事者にとっての不利益な変更だと思わざるを得ないんですが、何でこんな規定にしたんですか。

○山崎政府参考人 現行法では確かに御指摘のような規定を置いていると思いますけれども、今回のような規定を置いたということでございますけれども、これは、仲裁判断後、当事者間の権利義務関係、これの早期安定のためということでございます。執行決定の裁判が確定した場合に取り消しの申し立てができないとしたのは、裁判所によって取り消し事由と同一である執行拒否の事由の有無について判断が示されたものでございまして、改めて不服申し立て等を認める必要がないということでございます。そのような早期安定のために期限を付しているということでございます。

○木島委員 早期安定のためと言うけれども、仲裁判断の通知が来た、自分に不満の仲裁判断だった、しかしどうも取り消しを求める理由が見当たらないような場合に、取り消し裁判を起こす人はいいですよ。それでも三ヶ月たつたらもう救済できないというんでしょう。それは、現行法は違いますよ。取り消し事由を知ったときから一ヶ月取り消しの申し立てができる。これは、絶対に現行法の方がいいですよ。早期に確定するというのは、だから私言うんですが、力の弱い者が不利な仲裁判断を受けたときに確定を急ぐという、非常に力の強い者に沿った法案じゃないかと思えてなりません。

ではもう一つ、何でこれは取り消しだけ法律に規定したんでしょうか。取り消し事由が八項目書かれております。これが重大な場合は、仲裁判断の無効と、無効確認の裁判を起こしてもいいじゃないですか。日本の法体系は基本的にそうです

よ。そういう場合は三カ月過ぎても無効確認の請求ができるんです。なぜそういう救済規定をこの法案はつくらなかったんでしょうか。力の強い者におもねたんじゃないでしょうか。

○山崎政府参考人 仲裁判断に承認不許とすべきような事由があるという場合に、これは仲裁判断、当然無効であるということもあり得るわけでごさいます。その場合には、別の訴訟において、仲裁の対象となった権利関係の確認を改めて求めるということは許されるということになるのかと思います。

○木島委員 そうですか。仲裁無効がこの法律に書いていないけれどもできるということですか。はい、大変結構なことであります。時間が来ましたから、最後に一点。仲裁費用、先ほども質問ありましたが、一点だけ聞きます。仲裁人の報酬は合意によると四十七条にあります。合意のないときは仲裁廷が決定するのとあります。「相当な額」と書いてあります。「相当な額」とは何でしょうか。これが余りに高いという不服があるときにはどうなるんでしょうか。それだけ聞いて、私は質問を終わります。

○山崎政府参考人 「相当な額」というのは、仲裁廷が相当額を定めるに於いて過大な額であつてはならないということ、それから、一般的には事件の規模、あるいは難易、労力、手続の期間、その他の類似の事例における額、こういうような事情を総合して勘案すべきものということになります。これは、大体通常の場合は、仲裁人の費用を予納していることが多いわけですが、もしそれについて過大であるということになれば、これは民事上の手続で、不当利得返還請求ということに対応していくことになるかと思ひます。

○木島委員 終わります。
○山本委員長 保坂展人君。
○保坂展人委員 社民党の保坂展人です。前回の審議の中で、国民がどのぐらい仲裁の制度を、これまでもあったわけで、これから幅広く

使っていただけるようにということなんでしょうけれども、そもそもどのぐらい知っているんだらうかということをお尋ねいたしました。そのときには事務局長も余り多くないのではないかと思います。どうでしたか、何か見つけたでしょうか。どうですか。

○山崎政府参考人 前回御指摘をいただきました、いろいろ探しました。しかし、ぴたっとしたものは出てこなかったというのが結論でございす。ただ、若干それに近い調査をしたものがございすので、ちょっと御紹介をさせていただきます。いうことにしたいと思います。

これは、平成十四年の五月に、消費者問題におけるADRに関する意識調査、これが、内閣府の国民生活局による国民生活モニター調査というところで実施がされております。

そこで、これは、仲裁に限らず裁判外紛争解決手段、いわゆるADRと広くとらえているわけでごさいます。ADRまたは裁判外紛争処理機関という言葉について見聞きしたことがなかったというふうな回答した者は五八%、見聞きしたことはあるが内容はよく知らなかったとする回答、これを含めると、九二%はそういう状況である、八%の方は知っていた、こういうような状況でございす。

そのほか、仲裁について直接問うわけではございせんけれども、仲裁を手がけております弁護士会の仲裁センターでございす。これを知っているかという問いに対して、知っていると回答は約半数、四三%程度であったということでごさいます。

そのほか、若干だけ御説明をさせていただきますが、紛争解決の解決方法自体、これを問う質問でございすけれども、本人同士が話し合いを尽くす解決を求めるという回答が四一%、これは一番多かったわけでごさいます。法令、判例等に基づく解決を求めるという回答が三六%、それから、判例とか法令等にとらわれず第三者に判断をゆだねる解決を望む回答が一九%、こういう状況

で、これを仲裁に投影しますと、余りよく御存じでない、あるいは、そこに判断をゆだねるということ意識をされている方も多くない、こういう状況をあらわしていると思ひます。

○保坂展人委員 森山法務大臣に伺ひますけれども、今の答弁で、ADR自体を、言葉も知らなかったという人と、聞いたけれども中身は知らないという人を合わせると九二%ですか、かなり多くの人がADR自体を御存じない、また、仲裁についてどのぐらい認知しているか調査もないということ自体も、また一つの水準をあらわしているかと思ひます。

でも、一方、仲裁手続に入つて、これを終えてしまえば、最初のところでそういう契約をしてしまえば、これは消費者とか労働は除外されていますけれども、小企業とかそういうところは除外されていません。裁判を起す権利はなくなるわけですから、かなりこのことは、二つの意味で、仲裁制度を使って解決をしたかどうかという側面と、逆に言うと、それを使わないまでも、そういう契約をするときに、そういう制度ですよということとはかなり周知徹底しなければいけないと思ひますけれども、いかがですか。

○森山國務大臣 おっしゃるとおり、このような制度、今まであったことはあったんですけども、長い間余り使われないままに過ぎてまいりまして、この際ということで、新しい法律を制定するわけでごさいますから、これは、使いやすくて皆さんから便利であるというふうな評価されるようになって、広く理解され、利用していただくというふうにならなければいけないわけでありまして、そのためには、いろいろな面からの広報がとも必要だというふうな思ひております。

これに関連して、ことしの四月には、仲裁を含むADRについて、関係機関等の連携の強化を通じてその拡充、活性化を図るために、関係省庁等から成る連絡会議におきまして、ADRに対する国民の理解の促進とかADR機関等へのアクセスの向上等に関して、当面、関係省庁等が横断的、

重点的に取り組むべきだと考えられる施策をアクションプランとして取りまとめたところでごさいます。今後、民間機関等とも連携しながら、これらの施策をいろいろと進めて努力していきたいというふうな思ひております。

○保坂展人委員 仲裁人の選任の仕方について聞いていきたいと思ひますが、当事者の合意がない場合は三名ということになっています。これについてなんですが、これは十六条二項ですね。そして、その当事者の合意がないときの三人の決め方なんですが、それぞれ一人の仲裁人を選任することができ、そして、相談、合議によってもう一人選任できない場合は、裁判所が選任するものとす。こういうふうになっていますね。十七条の二項でございす。こういうふうになっている理由はどういうことなんでしょうか。

○山崎政府参考人 現行法の仲裁法でございす。これにおきまして、特に当事者で合意していただければ、仲裁人は二名ということになっております。これは、AとBが紛争があったとして、それぞれが一名の仲裁人を選ぶという形になっております。だから、みづから一名ずつ選ぶというのは、通常の考え方でごさいます。

現在の法律は、その後どうなるかということなんです。二名ですから、そうなりますと、仲裁判断に至るときに、可否同数ということが当然出てくるわけでごさいます。その場合には、仲裁がそこで終了してしまうという制度を設けております。これでは、せっかく仲裁をやつて、最後は何もならないということでは、これは結局御利用いただけないということ、これがまず基本にあるかと思ひます。

それから、今、世界の仲裁の主流は、やはり三名で行つております。これは、今、もとの考え方、両方がまず選ぶということ、それから、この両者で合意をしていただいて第三の仲裁人を選んでいただくということは、非常に合理性があるかと思ひます。ただ、ここで、それぞれA、Bの両方が選んだ

者は、なかなか仲裁人、合意できないということになれば、仲裁が進まないわけですね。ですから、そういうところで、裁判所の方がお手伝いをして選任する、こういう考えによるわけでございます。

○保坂(展)委員 前回聞いたんですけれども、先ほどの内閣府のアンケートでも、仲裁調停を行う者の中立性というのは非常に重要だと六七%の人が答えています。実際、法律にも、いわば公平で中立であるということに反する場合、忌避ができるということになっていきます。

今、事務局長がお答えになったように、それぞれの当事者が依頼できるわけですから、そして、その依頼できる範囲というのは、その顧問弁護士とかそういう歴然たる関係はだめだけれども、高校時代の同級生であるとか、あるいは、もと会社で働いていた知り合いだとかいうような方でも依頼できるわけですよ。そうすると、日本社会の常として、どうでしょうか、頼まれた仲裁人の方は、ではお役に立てればというふうに考えるのが世の常というふうな気がするんですけれども、それは、公平性、独立性を疑うということの、この条項とぶつかってきませんか。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘の点、それぞれが選ぶ仲裁人、これに關しても、独立あるいは公正なものでなければならぬということとは当然の前提になっておりますので、そこでもし疑われるような状況があれば、当然、相手方から忌避の申し立てが出てくるだろうと思えますし、また、この法案の十八条の三項で、「自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならぬ」ということを設けておりまして、やはりそういうものがあれば、きちっと開示をしていただく、その上でまず判断をしていただく。それがもし不幸になかった場合には、後で忌避の問題、こういうことになろうかと思えます。

○保坂(展)委員 前回聞いたことですが、例えば高校時代の同級生だったとか、もと同じ会社で働

いていたとか、一緒におみこしを担ぐという趣味があったとか、だって、そもそも知っている人じゃないと頼めませんよね、そうでない機関で紹介してもらおうということもあり得ますけれども。今言ったような事実というのは、仲裁人が開示をしなければならぬことに含まれますか。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘のような関係にあるから当然公正じゃないとは言えないと思いますが、周りから見ればその疑いを生じさせる理由として考えられることもあり得ますので、それはやはり開示すべきだろうと思えます。

○保坂(展)委員 当事者がこの仲裁の手続について、これは大企業と零細企業でもいいし、個人と大きな企業でもいいですし、そういうこととで仲裁の手続に入るときに、片方はもう本当にその手続を熟知した、当事者自身もプロの法務担当の方などが出てくるという場合が想定されますし、また、本来そうであってはいけないでしょうけれども、仲裁人もベテランの方が、どちらかというとその企業が選任した仲裁人の方が、ベテランの方が出てくる。そしてもう一方の全く何も知らない当事者となった一市民の側は、手続についてよくわからずにだれかを選任する。そうすると、この仲裁手続の理解について雲泥の差がある。そういう場合には、まず手続についてどうやってその仲裁人に知っていただくのか。その辺のことはどういうふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

○山崎政府参考人 御質問はあれですか、仲裁人にその手続をどのように知ってもらうかと……(保坂(展)委員 知らない人がなった場合と)……知らない人がなった場合ですか。

まず、これはいわゆる裁判官と同じような役割を果たすわけでございますので、もし本当に知らない方は、依頼されてもそれはお断りになるんじゃないでしょうか。そういう法的な考え方、思考、行動をある程度できる方でないとい、現実になつたところで何もできないということになりまして、その最初の前提が少し違ってくるのかなと私

は理解しております。

○保坂(展)委員 それではお聞きしますけれども、事務局長、この仲裁人になるのに年齢制限はございますか。

○山崎政府参考人 確かに、御指摘いただくと、何も設けておりませんので、年齢、職業、その他のこと、何も設けておりません。

○保坂(展)委員 そうすると、ちょっと考えにくいケースだと言わないで、こういう法律というものはあらゆる事態を想定しなきゃいけないので、答えてください。年齢制限がありませんから、十六歳、十七歳の高校生、例えば生徒A、Bが当事者になって生徒C、D、Eを仲裁人として選任するということ、法律上はできますか。

○山崎政府参考人 制限はございませんので、法律上はできるということになります。

○保坂(展)委員 子供にも社会的な権利、発言その他しっかり保障していくという考え方でいいと思うんですが、保障していくという考え方でいいと思えば、成人年齢というのは一応二十歳です。ね。しかも、この仲裁の範囲自体も多岐にわたります。現行法とのそこは生まれてきませんか、どうでしょうか。何にも支障はないんですか。

○山崎政府参考人 確かに、おっしゃればいろいろな問題はあるのかもしれませんが、仲裁はそもそも当事者の合意で定めていく世界、自治の世界というふうな、それが前提でございます。ですから、そこで仮に、では高校生にこの判断をゆだねようといえ、それは高校生がうんというかどうかはわかりませんが、それは禁止することではないだろうと。しかし現実には、本当にそれができるかという問題は全く別でございます。ですから、私的自治の世界に、ではどこで線を引くかというように考えるのはなかなか難しいわけでございますので、そこは判断にゆだねているということです。

○保坂(展)委員 ですから、そういった法律や手続を熟知しているスーパージョニアが出てくれば、仲

裁人になれるわけですよ。ただ、年齢制限や行為能力や責任能力について一定の要件をはめるべきだという議論もあったように思いますが、まあ一応それを全部なしとした理由はどこにあるんですか。

○山崎政府参考人 先ほど資格の問題は特にないと申し上げましたけれども、民法の関係からいえば、別途の関係でございますけれども、未成年者は仲裁人となる契約はできない、単独ではできないということになりますので、そういう別途の制限はあろうということで御理解を賜りたいと思えます。

○保坂(展)委員 そうすると、この法律では、日本の国民であれば十七歳の仲裁人はあり得ないわけですね。そして、例えば他の国、成人年齢がもっと低い国であれば十九歳とか十八歳もあり得る、こういうことですか。

○山崎政府参考人 今の、なること、締結はできるのですが、取り消しの事由になるという民法の規定でございます……(保坂(展)委員 なるけれども、取り消せる)と呼ぶ取り消しの事由になるということでございます。

○保坂(展)委員 今の、海外のケースはどうですか、成人年齢が違う場合。

○山崎政府参考人 私が承知している限りで、仲裁法の中にこの規定を置いているということではなくて、それぞれの国の未成年者をどういうふうな扱うのかという法律があらうかと思えます、その法律の適用を受けて範囲が決まってくるということだろうと思えます。

○保坂(展)委員 ちょっと極端なケースばかり聞いているようですが、この仲裁の当事者にいつだれがなるかわからない、これが広く広がっていかばいけませんね、これが広がっていかばいけませんね、仲裁人なんというものはもう当然その法的な世界についてある程度イロハを知っていて、いわばその運用のほどを知っている人じゃなければ、私はいかなるものかというふう

んですね。そうでない場合がきつとあるだろうと。まさにその情報がこれだけ行き交い、また、その情報を持っている方と持っていない方の極端な落差がこういった分野についてはあるわけですよね。

そうした場合に、もう一度伺いますけれども、当事者が選任した仲裁人が、その手続について全く知らない、あるいはほとんど知らない、しかし片方の当事者は熟知しているという場合に、この法案で二十五条に規定された当事者の平等待遇というところは、その面でも考えられなければいけないんじゃないですか、どうでしょう。その手続について、まずは当事者がきちっと知るところとが大事だと思うんですけども、どこで知ることができるんでしょうか。

○山崎政府参考人 仲裁は、独立していろいろ仕事をやるわけですが、当事者はその中で平等に扱われるということになります。では仲裁人にその手続を指導する方がいるかと言われれば、法的にはないということになります。いろいろなところから、弁護士がいますのでそういう方にお聞きしてそれで勉強するとか、そういうことになるかと思えます。

○保坂(展)委員 では、悪賢い相手側の当事者が仲裁やろうよと言って、だれでもいいからちょっとしっかりした人を選んでくださいよと言って選んじやったという場合、その後、手続進めたら、全く一方的に進んでいっちゃうわけですね。そういう場合は全く平等じゃないわけですね。

そういう扱いで始まり、また結論が下されたその仲裁判断というのは無効になりますか。それとも有効なんですか。どうですか。

○山崎政府参考人 先ほども申し上げましたけれども、当事者を平等に扱わなければならないというレベルで問題になれば、それは取り消しの事由になりますけれども、ただ、片方が知識があったて、片方が知識がないという状況で進んじやったから無効になるかといったら、無効にはならないというふうに考えます。

○保坂(展)委員 そうすると、これはだれに聞けばいいでしょうか。仲裁ということを示されたときに、よくわからない、どういう手続になるのかと。こうやって審議していてもわからないことはいっぱいあるんですけども、それを国民が知りたいと思ったときに、少なくともそれに合意しているのかどうかということをお聞きしたいと思いたす。どうすればいいんですか。だれに聞かに行くんですか。だれに相談するんですか。

○山崎政府参考人 さまざまなところがあるかと思えます。

先ほど私、弁護士と申し上げましたが、弁護士会にお聞きになるというのもあるかと思えます。それから、仲裁は広い意味ではADRの一つでございますので、ADRの機関等で御相談をいただく、あるいは、立法した当局に、どういう解釈になるのかとか、それをお聞きいただくということ、さまざま方法はあるかと思えます。

そこについては、特段、何も決めているわけではないということでございます。

○保坂(展)委員 あと、ちょっと順番が前後しますが、当然のことですが書いてある中でちょっと気になるのは、仲裁手続における通知を書面する場合において、つまり、住所などがわからなくなってしまう場合の人について、特段の合意がなければ、発信人は、名あて人の最後の住所にあてて当該書面を書留やその他配達を試みたことを証明することができする方法でオーケーであるという規定がありますね。

つまり、そこにないのはわかっていて、そこにはないんだけれども書留で送ったことで知らせたことになるというの、これはどうしてこういう規定を設けているんですか。それによって生じる不利益等はありませんか、当事者の方に。

○山崎政府参考人 これは、いわば到達主義、到達したものみなすということでございます。その到達主義を定めているわけでございます。この点については、民法上の規定においても、

その到達主義、みなし規定、こういうものを置いてやっていると思えますけれども、では、仲裁手続が通知が困難で全くできないということでは、やはり仲裁の契約をしてやっていくということについて意味がなくなってくることもなりますので、そういうことから、到達したものみなして手続を進めていくということにしているわけでございます。

○保坂(展)委員 ただ、相手側の当事者がどこにいるかわからない、もとの住所に訪ねても、電話をしても行っても、もうそれはいいなし、そもそもその建物もないんじゃない場合にも、建物もなくても、その住所に、旧住所に送れば、配達をしたことをもって通知をすることになるということ、でも、仲裁は当事者がいなければそもそもできないんじゃないですか。ずっと進んでいっちゃうんですか、手続は。

○山崎政府参考人 これは、いろいろな場面があるかと思いますが、最初、仲裁人を選定するとか、そういう場面ではわからなければ、そもそも構成しようがないわけですね。

例えば、仲裁廷はできた、その後いろいろ通知をして、そういう関係で届かなかったような場合には意味がある話でございます。それで、これによって最終的に自己の権利について防御ができなかったという状況になれば、これは取り消しの事由になるということでございます。

またまた届かなかったという軽微なものもあるわけでございますが、これはみなして手続は進めますけれども、それが実体的な判断について影響を与えるということであれば取り消しの原因になる、こういうことで保護をしていくというふうに考えておるところであります。

○保坂(展)委員 また、不熱心な当事者がいた場合に、仲裁廷が判断を示すことになっておりませんが、

ただ、この不熱心な当事者の場合、「正当な理由がある場合は、この限りでない」、こういうふうにあります。他の条項に見られる相当な理由

がある場合はこの限りではないという文言と、この正当な理由である場合はどのように違うのか。そして、こういった場合がここで想定されるのか。仲裁廷の判断について、正当な理由というのはどういう場合なのか。この二つを、正当と相当。

○山崎政府参考人 正当な場合ということになりますと、よほどの理由がなければということになります。相当な理由というのは、そこに至らないでも仕方ないだろうと。その違いがあるということでございます。

物すごく大ざっぱに考えれば、相当な理由というのは、例えば、ある行為が自分ではできない、それは仕事で忙しいからだとか。それは、相当である場合と相当でない場合があり得る。しかし、正当な場合というのは、もっときつとした理由がなければならぬということですから、例えば、本人が病気になる入院しているということ、あるいは天変地異で行動ができないとか、そういう程度のものをいうということ、これはおのずと違いがあるということでございます。

○保坂(展)委員 もう一つ聞いていたんですけども、では、それで最後にします。

どういう場合が不熱心な当事者として、今、あれですか、天変地異や入院ということだけでしょいか、正当な理由として判断される範囲は。

○山崎政府参考人 ただいま例示で申し上げたわけでございます。これに限られるものではないということ。万やむを得ない事由だということでございます。

○保坂(展)委員 では、最後に法務大臣に伺いますけれども、消費者団体あるいは労働団体などからは、やはり、今回これは経過措置として当面は適用しないということになっていきますけれども、「当分の間」ですか、当分の間というのは意外と早く見直されてしまつて、またこれが適用除外ではなくなるんじゃないかという懸念の声も上がっているんですが、しっかり状況を見て、そこは、そういう不安や懸念が余り広がらないようにやっ

ていただきたいというふうに思います。
答弁いただいて、それで終わります。

○森山国務大臣 おっしゃるとおり、十分注意をして、推移を見守った上で、機熟すのを待つてということになると思います。

○保坂展委員 終わります。

○山本委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○山本委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。中林よし子君。

○中林委員 私は、日本共産党を代表して、仲裁法案に対して反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本法案が国内の一般民事紛争すべてを仲裁の対象としており、しかも紛争発生後の事件に限らず、将来において生ずる紛争すべてに仲裁合意を有効としている点であります。

我が国の多くの企業間取引を見ると、下請関係や、卸、小売の関係、金融取引関係など、力関係に大きな差があるのが通常であり、下請企業が取引を成立、維持しようと思えば、将来の紛争を仲裁制度で解決するという契約事項を拒否することは不可能です。大企業や使用者に対して情報量や法的知識、交渉力に劣る労働者、消費者、中小企業などの社会的弱者が大企業の都合により不当な仲裁合意を結ばされてしまうことになり、紛争が発生した場合も裁判に訴えることができなくなります。

我が党は、紛争発生後の事件について、当事者間の合意を前提に仲裁によって迅速簡易に解決するという仲裁制度一般について否定するものではありません。国際商事事件や一定の限定された分野での対等な立場にある当事者間において仲裁制度を活用することは合理的であり、これまでの法整備に当たっても、我が党は賛成してまいりました。しかし、本法案は、将来生ずる国内の一般民事紛争すべてを仲裁の対象としており、国民の裁

判を受ける権利に重大な侵害を及ぼす危険が強いので、賛成するわけにはいきません。

反対の第二の理由は、労働者、消費者に対する保護規定が不十分な点であります。

本法案は、第一の理由で述べたような危惧を払拭するために、労働者、消費者について法律の附則で保護規定を設けています。しかし、あくまでも限定的に当分の間保護するというもので、仲裁制度の対象から外したわけではなく、これでは今後の改悪の危険性は残っていると言わなければなりません。将来の紛争に関する仲裁合意はすべて国内取引について無効とすべきであり、本法案については反対であります。

以上で、反対討論を終わります。(拍手)

○山本委員長 これにて討論は終局いたしました。

○山本委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、仲裁法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○山本委員長 次に、内閣提出、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。森山法務大臣。

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○森山国務大臣 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

担保物権等の担保物権の内容及びその実行手続については、社会経済情勢の変化への対応等の観点から、早急に見直す必要があるとの指摘がされております。また、民事執行制度については、司法制度改革の一環としても、権利実現の実効性を確保する見地から、強化する必要があるとの指摘がされております。

この法律案は、これらの指摘にこたえるため、民法、民事執行法等の見直しを行うものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、抵当権と利用権との調整に関する民法の規律の見直しであります。

現行の短期貸借制度については、執行妨害に濫用されており、賃借人保護の制度としても合理的に機能していないとの指摘がされておりますことから、これを廃止する一方、保護すべき賃借人に合理的な範囲で確実な保護を与えるため、抵当権者に対抗することができない建物賃借人に対して三カ月間明け渡しを猶予する制度及び抵当権者の同意により賃貸借に対抗力を与える制度を創設しております。

第二は、民事執行法上の保全処分の強化であります。

占有屋等による執行妨害に対処するための保全処分について、不動産の価格減少の程度が著しい場合でなくても発令することができるようになるなど、その要件を緩和するとともに、保全処分の相手方である不動産の占有者を特定することが困難である場合には、相手方を特定しないで発令することができることとして、占有者が次々に入れかわることなどによる執行妨害に対処すること

ができるようにしております。

第三は、強制執行の実効性の向上のための新たな方策であります。

まず、間接強制の適用範囲を拡張し、直接強制または代替執行の方法によることができる債務についても、間接強制の方法による強制執行を認めることとしております。また、金銭債権についての債務名義を有する債権者等の申し立てにより、裁判所が債務者に対し財産の開示を命ずる手続を創設しております。さらに、扶養義務等に係る定期金債権に基づく強制執行においては、弁済期の到来していない将来分の債権についても、一括して債務者の将来の収入に対する差し押さえをすることができるよう導入しております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る六月三日火曜日に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二百六十六条第二号を次のように改める。

二 雇用関係

第二百八条を次のように改める。

第二百八条 雇用関係ノ先取特権ハ給料其他債務者ト使用人トノ間ノ雇用関係ニ基キ生ジタル債権ニ付キ存在ス

第二百八条 雇用関係ノ先取特権ハ給料其他債務者ト使用人トノ間ノ雇用関係ニ基キ生ジタル債権ニ付キ存在ス

第二百八条 雇用関係ノ先取特権ハ給料其他債務者ト使用人トノ間ノ雇用関係ニ基キ生ジタル債権ニ付キ存在ス

える。

第三百六十三條を次のように改める。

第三百六十三條 債権ニシテ之ヲ譲渡スニハ其証書ヲ交付スルコトヲ要スルモノヲ以テ質権ノ目的ト為ストキハ質権ノ設定ハ其証書ノ交付ヲ為スニ因リテ其効力ヲ生ズ

第三百七十一條を次のように改める。

第三百七十一條 抵当権ハ其担保スル債権ニ付キ不履行アリタルトキハ其後ニ生ジタル抵当不動産ノ果実ニ及ブ

第三百七十八條を次のように改める。

第三百七十八條 抵当不動産ニ付キ所有権ヲ取得シタル第三者ハ抵当権消滅請求(第三百八十三條ノ規定ニ依リ同条第三号ノ代価又ハ金額ヲ抵当権者ニ提供シテ抵当権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ謂フ以下同ジ)ヲ為スコトヲ得

第三百七十九條中「抵当権ノ濫除を」を「消滅請求」に改める。

第三百八十條中「停止条件附第三取得者を」「停止条件付第三取得者」に、「抵当権ノ濫除を」「抵当権消滅請求」に改める。

第三百八十一條及び第三百八十二條を次のように改める。

第三百八十一條 削除

第三百八十二條 第三取得者ハ抵当権ノ実行トシテノ競売ニ因ル差押ノ効力発生前ニ抵当権消滅請求ヲ為スコトヲ要ス

第三百八十三條中「濫除セン」を「消滅セシメ」に改め、同条第三号中「一个月内二次条ノ規定ニ從ヒ増価競売ヲ請求セザル」を「箇月内ニ抵当権ヲ実行シテ競売ノ申立ヲ為サザル」に改める。

第三百八十四條を次のように改める。

第三百八十四條 左ノ場合ニ於テハ前条ノ送達ヲ受ケタル債権者ハ第三取得者ガ同条ノ規定ニ依リ提供シタル同条第三号ノ代価又ハ金額ヲ承諾シタルモノト看做ス

一 其債権者ガ前条ノ送達ヲ受ケタル後二箇月内ニ抵当権ヲ実行シテ競売ノ申立ヲ

為サザルトキ

二 其債権者ガ前号ノ申立ヲ取下ゲタルトキ

三 第一号ノ申立ヲ却下スル旨ノ決定ガ確定シタルトキ

四 第一号ノ申立ニ基ク競売ノ手続ヲ取消ス旨ノ決定(民事執行法第六十八條ニ於テ準用スル同法第六十三條第三項若クハ第六十八條ノ第三項又ハ同法第六十三條第一項第五号ノ附屬ガ提出セラレタル場合ニ於ケル同条第二項ノ規定ニ依ルモノヲ除ク)ガ確定シタルトキ

第三百八十五條中「債権者ガ増価競売ヲ請求スルトキハ前条を」第三百八十三條ノ送達ヲ受ケタル債権者ガ前条第一号ノ申立ヲ為ストキハ同号」に改める。

第三百八十六條及び第三百八十七條を次のように改める。

第三百八十六條 登記ヲ為シタル總テノ債権者ガ第三取得者ノ提供シタル代価又ハ金額ヲ承諾シ且第三取得者ガ其承諾ヲ得タル代価若クハ金額ヲ払渡シ又ハ之ヲ供託シタルトキハ抵当権ハ消滅ス

第三百八十七條 登記シタル貸借ハ其登記前ニ登記シタル抵当権ヲ有スル總テノ者ガ同意シ且其同意ノ登記アルトキハ之ヲ以テ其同意ヲ為シタル抵当権者ニ対抗スルコトヲ得

第三百八十九條中「其設定者ガ抵当地ニ建物ヲ築造シタルトキ」を「抵当地ニ建物ガ築造セラレタルトキ」に、「之ヲ競売スル」を「其建物ヲ競売スル」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ其建物ノ所有者ガ抵当地ヲ占有スルニ付キ抵当権者ニ対抗スルコトヲ得ベキ權利ヲ有スル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百九十五條 抵当権者ニ対抗スルコトヲ得

ザル貸借ニ因リ抵当権ノ目的タル建物ノ使用又ハ収益ヲ為ス者ニシテ左ニ掲ゲタルモノハ其建物ノ競売ノ場合ニ於テ買受人ノ買受ノ時ヨリ三箇月ヲ経過スルマデハ其建物ヲ買受人ニ引渡スコトヲ要セズ

一 競売手続ノ開始前ヨリ使用又ハ収益ヲ為ス者

二 強制管理又ハ担保不動産収益執行ノ管理人ガ競売手続ノ開始後ニ為シタル貸借ニ因リ使用又ハ収益ヲ為ス者

第三百九十八條ノ十九第一項ただし書を削リ、同項に後段として次のように加える。

此場合ニ於テハ担保スベキ元本ハ其請求ノ時ヨリ二週間ヲ経過シタルニ因リテ確定ス

第三百九十八條ノ十九第二項を次のように改める。

根抵当権者ハ何時ニテモ担保スベキ元本ノ確定ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ担保スベキ元本ハ其請求ノ時ニ於テ確定ス

第三百九十八條ノ十九に次の一項を加える。

前二項ノ規定ハ担保スベキ元本ノ確定スベキ期日ノ定アルトキハ之ヲ適用セズ

第一百九十九條ノ十中「前八條を」第一百九十九條ノ二乃至前条」に改め、同条を第一百九十九條ノ十一とする。

第一百九十九條ノ九中「第三百九十八條ノ二十第一項第四号を」第三百九十八條ノ二十第一項第三号」に改め、同条を第一百九十九條ノ十とする。

第一百九十九條ノ八の次に次の一項を加える。

第一百九十九條ノ九 民法第三百九十八條ノ十九第二項ノ規定ニ依リ根抵当権ノ担保スベキ元本ガ確定シタル場合ハ登記ハ申請書ニ同項ノ規定ニ依リ請求ヲ為シタルコトヲ証スル書面ヲ添附シタルトキハ根抵当権者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

第三百三十一條第一項中「若クハ賃借権」を「賃借権」に改め、「許シタルトキ」の下に「若クハ敷金アルトキ」を加える。

第三條 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一百八十條を」第一百七十九條」に、「第一百八十一條を」第一百八十條」に、「第四章罰則(第一百九十六條—第一百九十八條)を」第五章財産開示手続(第一百九十六條—第二百三章罰則(第二百四條—第二百七條)に改める。

第一條中「換価のための競売」の下に「並びに債務者の財産の開示」を加える。

第六條第一項に次のただし書を加える。

ただし、第六十四條の二第五項の規定に基づく職務の執行については、この限りでない。

第二十七條に次の三項を加える。

3 執行文は、債務名義について次に掲げる事由のいずれかがあり、かつ、当該債務名義に基づく不動産の引渡し又は明渡しの強制執行をする前に当該不動産を占有する者を特定することを困難とする特別の事情がある場合において、債権者がこれを証する文書を提出

したときに限り、債務者を特定しないで、付与することができる。

一 債務名義が不動産の引渡し又は明渡しの請求権を表示したものであり、これを本案とする占有移転禁止の仮処分命令(民事保全法(平成元年法律第九十一号)第二十五条の二第二項に規定する占有移転禁止の仮処分命令をいう。)が執行され、かつ、同法第六十二条第一項の規定により当該不動産を占有する者に対して当該債務名義に基づく引渡し又は明渡しの強制執行をすることができないものであること。

二 債務名義が強制競売の手続(担保権の実行としての競売の手続を含む。以下この号において同じ。)における第八十三条第一項本文(第八十八条において準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「引渡命令」という。)であり、当該強制競売の手続において当該引渡命令の引渡義務者に対し次のイからハまでのいずれかの保全処分及び公示保全処分(第五十五条第一項に規定する公示保全処分をいう。以下この項において同じ。)が執行され、かつ、第八十三条の二第二項(第八十七条第五項又は第八十八条において準用する場合を含む。)の規定により当該不動産を占有する者に対して当該引渡命令に基づく引渡しの強制執行をすることができないものであること。

イ 第五十五条第一項第三号(第八十八条において準用する場合を含む。)に掲げる保全処分及び公示保全処分

ロ 第七十七条第一項第三号(第八十八条において準用する場合を含む。)に掲げる保全処分及び公示保全処分

ハ 第八十七条第一項に規定する保全処分又は公示保全処分(第五十五条第一項第三号に掲げるものに限る。)

4 前項の執行文の付された債務名義の正本に基づき強制執行は、当該執行文の付与の日か

ら四週間を経過する前であつて、当該強制執行において不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができる場合に限り、することができる。

5 第三項の規定により付与された執行文については、前項の規定により当該執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行がされたときは、当該強制執行によつて当該不動産の占有を解かれた者が、債務者となる。

第三十三条第一項中「第二十七条を」第二十七條第一項又は第二項に、「執行文の」を「執行文同条第三項の規定により付与されるものを除く。」に改める。

第五十五条の見出し中「保全処分を」保全処分等」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

執行裁判所は、債務者又は不動産の占有者が価格減少行為(不動産の価格を減少させ、又は減少させるおそれがある行為をいう。以下この項において同じ。)をするときは、差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。)の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、次に掲げる保全処分又は公示保全処分(執行官に、当該保全処分の内容を、不動産の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により公示させることを内容とする保全処分をいう。以下同じ。)を命ずることができる。ただし、当該価格減少行為による不動産の価格の減少又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでない。

一 当該価格減少行為をする者に對し、当該価格減少行為を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)

二 次に掲げる事項を内容とする保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)

イ 当該価格減少行為をする者に對し、不動産に對する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

ロ 執行官に不動産の保管をさせること。

三 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分

イ 前号イ及びロに掲げる事項
ロ 前号イに規定する者に對し、不動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び当該不動産の使用を許すこと。

2 前項第二号又は第三号に掲げる保全処分は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、命ずることができない。

一 前項の債務者が不動産を占有する場合
二 前項の不動産の占有者の占有の権原が差押債権者、仮差押債権者又は第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に對抗することができない場合

第五十五条第三項中「前二項を」第一項に改め、同条第九項中「若しくは第二項を」削り、「同項を」同項(第一号を除く。)に改め、「要した費用」の下に「(不動産の保管のために要した費用を含む。)」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項の規定による決定を」前項に規定する決定に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項の規定による決定を」第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項を」第五項に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項を」削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項を」削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 執行裁判所が第一項の規定による決定をするときは、申立人に担保を立てさせることができる。ただし、同項第二号に掲げる保全処分については、申立人に担保を立てさせなければ、同項の規定による決定をしてはならない。

い。第五十五条の次に次の一条を加える。
(相手方を特定しないで発する売却のための保全処分等)

第五十五条の二 前条第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定については、当該決定の執行前に相手方を特定することを困難とする特別の事情があるときは、執行裁判所は、相手方を特定しないで、これを発することができない。

2 前項の規定による決定の執行は、不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができない場合は、することができない。

3 第一項の規定による決定の執行がされたときは、当該執行によつて不動産の占有を解かれた者が、当該決定の相手方となる。

4 第一項の規定による決定は、前条第八項の期間内にその執行がされなかつたときは、相手方に対して送達することを要しない。この場合において、第十五条第二項において準用する民事訴訟法第七十九条第一項の規定による担保の取消しの決定で前条第四項の規定により立てさせた担保に係るものは、執行裁判所が相当と認める方法で申立人に告知することによつて、その効力を生ずる。

第五十六条第一項中「差押債権者」の下に「(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。)」を加え、同条第二項中「前条第九項を」第五十五条第十項に改める。

第六十二条中「作成し、一般の閲覧に供するために、その写しを執行裁判所に備置かなければ」を「作成しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 執行裁判所は、前項の物件明細書の写しを執行裁判所に備置置いて一般の閲覧に供し、又は不特定多数の者が当該物件明細書の内容の提供を受けることができるものとして最高裁判所規則で定める措置を講じなければなら

ない。

第六十四条の次に次の一条を加える。

(内覧)

第六十四条の二 執行裁判所は、差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。)の申立てがあるときは、執行官に対し、内覧(不動産の買受けを希望する者をこれに立ち入らせて見学させることをいう。以下この条において同じ。)の実施を命じなければならない。ただし、当該不動産の占有者の占有の権原が差押債権者、仮差押債権者及び第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができるときは、当該占有者が同意しないときは、この限りでない。

2 前項の申立ては、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所の売却を実施させる旨の命令の時までにしなければならない。

3 第一項の命令を受けた執行官は、売却の実施の時までに、最高裁判所規則で定めるところにより内覧への参加の申出をした者(不動産を買受けする資格又は能力を有しない者その他最高裁判所規則で定める事由がある者を除く。第五項及び第六項において「内覧参加者」という。)のために、内覧を実施しなければならない。

4 執行裁判所は、内覧の円滑な実施が困難であることが明らかであるときは、第一項の命令を取り消すことができる。

5 執行官は、内覧の実施に際し、自ら不動産に立ち入り、かつ、内覧参加者を不動産に立ち入らせることができる。

6 執行官は、内覧参加者であつて内覧の円滑な実施を妨げる行為をするものに対し、不動産に立ち入ることを制限し、又は不動産から退去させることができる。

第六十八条の二の見出し中「保全処分」を「保全処分等」に改め、同条第一項を次のように改める。

執行裁判所は、入札又は競り売りの方法により売却を実施させても買受けの申出がなかった場合において、債務者又は不動産の占有者が不動産の売却を困難にする行為をし、又はその行為をするおそれがあるときは、差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。次項において同じ。)の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、担保を立てさせて、次に掲げる事項を内容とする保全処分執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)を命ずることができる。

一 債務者又は不動産の占有者に対し、不動産に対する占有を解いて執行官又は申立人に引き渡すことを命ずること。
二 執行官又は申立人に不動産の保管をさせること。

第六十八条の二第四項を次のように改める。
第五十五条第二項の規定は第一項に規定する保全処分について、同条第三項の規定は第一項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一項の申立てについての裁判、前項の規定による決定について、同条第七項の規定は前項の規定による決定について、同条第八項及び第九項並びに第五十五条の二の規定は第一項に規定する保全処分を命ずる決定について、第五十五条第十項の規定は第一項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用について、第六十三条第四項の規定は第二項の保証の提供について準用する。

第七十七条を次のように改める。
(最高価買受申出人又は買受人のための保全処分等)
第七十七条 執行裁判所は、債務者又は不動産の占有者が、価格減少行為等(不動産の価格を減少させ、又は不動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この項において同じ。)をし、又は価格減少行為等をするおそれがあるときは、最高価買受申出人又は買受人の申立てにより、引渡命令の執行までの間、その買受けの申出の額(金銭により第六十六条の保証を提供した場合にあつては、当該保証の額を控除した額)に相当する金銭を納付させ、又は代金を納付させて、次に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずることができる。

一 債務者又は不動産の占有者に対し、価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)
二 次に掲げる事項を内容とする保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)
イ 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、不動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。
ロ 執行官に不動産の保管をさせること。
三 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分
イ 前号イ及びロに掲げる事項
ロ 前号イに規定する者に対し、不動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び不動産の使用を許すこと。

第三号に掲げる保全処分を命ずる決定について準用する。

第七十八条第四項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、配当期日において、買受人の受けべき配当の額について異議の申出があつたときは、買受人は、当該配当期日から一週間以内に、異議に係る部分に相当する金銭を納付しなければならない。

第八十三条の次に次の一条を加える。
(占有移転禁止の保全処分等の効力)

第八十三条の二 強制競売の手続において、第五十五条第一項第三号又は第七十七条第一項第三号に掲げる保全処分及び公示保全処分を命ずる決定の執行がされ、かつ、買受人の申立てにより当該決定の被申立人に対して引渡命令が発せられたときは、買受人は、当該引渡命令に基づき、次に掲げる者に対し、不動産の引渡しを強制執行をすることができ。

一 当該決定の執行がされたことを知つて当該不動産を占有した者
二 当該決定の執行後に当該執行がされたことを知らないで当該決定の被申立人の占有を承継した者

2 前項の決定の執行後に同項の不動産を占有した者は、その執行がされたことを知つて占有したものと推定する。

3 第一項の引渡命令について同項の決定の被申立人以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、買受人に対抗することができ、又は自己が同項各号のいずれにも該当しないことを理由とすることができる。

第八十七条第一項第四号中「(平成元年法律第九十一号)を削る。

第九十条第六項中「一週間以内」の下に「(買受人が第七十八条第四項ただし書の規定により金

銭を納付すべき場合にあつては、二週間以内」を加える。

第九十三条第一項中「収益の給付義務を負う第三者があるときは、その第三者に対し収益を管理人に給付すべきを、債務者が賃料の請求権その他の当該不動産の収益に係る給付を求め権利（以下「給付請求権」という。）を有するときは、債務者に対して当該給付をする義務を負う者（以下「給付義務者」という。）に対しその給付の目的物を管理人に交付すべきに改め、同条第二項中「既に収獲し、又はを削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の開始決定は、債務者及び給付義務者に送達しなければならない。

第九十三条第四項中「第一項の開始決定を「強制管理の申立てについての裁判」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 給付義務者に対する第一項の開始決定の効力は、開始決定が当該給付義務者に送達された時に生ずる。

第九十三条の次に次の三条を加える。

（二重開始決定）

第九十三条の二 既に強制管理の開始決定がされ、又は第百八十条第二号に規定する担保不動産収益執行の開始決定がされた不動産について強制管理の申立てがあつたときは、執行裁判所は、更に強制管理の開始決定をするものとする。

（給付義務者に対する競合する債権差押命令等の陳述の催告）

第九十三条の三 裁判所書記官は、給付義務者に強制管理の開始決定を送達するに際し、当該給付義務者に対し、開始決定の送達の日から二週間以内に給付請求権に対する差押命令の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。この場合においては、第百四十七条第二項の規定を準用する。

（給付請求権に対する競合する債権差押命令等の効力の停止等）

第九十三条の四 第九十三条第四項の規定により強制管理の開始決定の効力が給付義務者に対して生じたときは、給付請求権に対する差押命令であつて既に効力が生じていたものは、その効力を停止する。ただし、強制管理の開始決定の給付義務者に対する効力の発生が第百六十五条各号（第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる時後であるときは、この限りでない。

2 第九十三条第四項の規定により強制管理の開始決定の効力が給付義務者に対して生じたときは、給付請求権に対する仮差押命令であつて既に効力が生じていたものは、その効力を停止する。

3 第一項の差押命令の債権者、同項の差押命令が効力を停止する時までに当該債権執行の手続において配当要求をした債権者及び前項の仮差押命令の債権者は、第百七条第四項の規定にかかわらず、前二項の強制管理の手続において配当等を受けることができる。

第百七条第四項を次のように改める。

4 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者とする。

一 差押債権者のうち次のイからハまでのいずれかに該当するもの

イ 第一項の期間の満了までに強制管理の申立てをしたもの

ロ 第一項の期間の満了までに一般の先取特権の実行として第百八十条第二号に規定する担保不動産収益執行の申立てをしたもの

ハ 第一項の期間の満了までに第百八十条第二号に規定する担保不動産収益執行の

申立てをしたもの（ロに掲げるものを除く。）であつて、当該申立てが最初の強制管理の開始決定に係る差押えの登記前に登記（民事保全法第五十三条第二項に規定する保全仮登記を含む。）がされた担保権に基づくもの

二 仮差押債権者（第一項の期間の満了までに、強制管理の方法による仮差押えの執行の申立てをしたものに限り。）

三 第一項の期間の満了までに配当要求をした債権者

第百八条中「が、仮差押債権者の債権であるとき、又は第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出されている債権で」について第九十一条第一項各号（第七号を除く。）に掲げる事由がに改める。

第百十一条中「第四十五条第二項及び第三項」を削り、「第四十七条第一項、第二項を「第四十七条第二項に、並びに第八十八条を「第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条」に改める。

第百十二条中「この節」の下に「及び次章」を加える。

第百十五条第七項中「第五十五条第七項から第九項まで」を「第五十五条第八項から第十項まで」に改める。

第百二十一条中「第五十五条第二項、第七項及び第八項」を「第五十五条第一項第二号に係る部分に限る。」に改め、「第五十六条の下に「第六十四条の二」を加え、「並びに」を「及び」に改める。

第百二十二条第一項中「この節」の下に「次章及び第四章」を加える。

第百二十七条第四項中「第五十五条第七項から第九項まで」を「第五十五条第八項から第十項まで」に改める。

第百三十一条第二号中「債務者等の」の下に「一月間の」を加え、「二月間の」を削り、同条第三号中「一月間」を「二月間」に改める。

第百五十一条の次に次の一条を加える。
（扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例）

第百五十一条の二 債権者が次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権を有する場合において、その一部に不履行があるときは、第三十条第一項の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限が到来していないものについても、債権執行を開始することができる。

一 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

二 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

三 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

四 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

2 前項の規定により開始する債権執行においては、各定期金債権について、その確定期限の到来後に弁済期が到来する給料その他継続的給付に係る債権のみを差し押さえることができる。

第百五十二条に次の一項を加える。

3 債権者が前条第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権（金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。）を請求する場合における前二項の規定の適用については、前二項中「四分の三」とあるのは、「二分の一」とする。

第百五十五条第一項中「金銭の支払を目的とする債権（以下「金銭債権」という。）を「金銭債権」に改める。

第百六十八条第一項中「不動産又は人の居住する船舶等」を「不動産等（不動産又は人の居住する船舶等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に、「目的物を「不動産等」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中

「前項を」第五項(第六項後段において準用する場合を含む。)に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「これを保管しなければならぬ」を「最高裁判所規則で定めるところにより、これを売却することができる」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 執行官は、前項の動産のうち同項の規定による引渡し又は売却をしなかつたものがあるときは、これを保管しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第百六十八条第三項中「不動産又は船舶等」を「不動産等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 執行官は、前項の強制執行をするため同項の不動産等の占有者を特定する必要があるときは、当該不動産等に在る者に對し、当該不動産等又はこれに近接する場所において、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

第百六十八条の次に次の一条を加える。

(明渡しの催告)

第百六十八条の二 執行官は、不動産等の引渡し又は明渡しの強制執行の申立てがあつた場合において、当該強制執行を開始することができるときは、次項に規定する引渡し期限を定めて、明渡しの催告(不動産等の引渡し又は明渡しの催告をいう。以下この条において同じ。)をすることができる。ただし、債務者が当該不動産等を占有していないときは、この限りでない。

2 引渡し期限(明渡しの催告に基づき第六項の規定による強制執行をすることができる期限をいう。以下この条において同じ。)は、明渡しの催告があつた日から一月を経過する日

とする。ただし、執行官は、執行裁判所の許可を得て、当該日以後の日を引渡し期限とすることができる。

3 執行官は、明渡しの催告をしたときは、その旨、引渡し期限及び第五項の規定により債務者が不動産等の占有を移転することを禁止されている旨を、当該不動産等の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により、公示しなければならない。

4 執行官は、引渡し期限が経過するまでの間においては、執行裁判所の許可を得て、引渡し期限を延長することができる。この場合においては、執行官は、引渡し期限の変更があつた旨及び変更後の引渡し期限を、当該不動産等の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により、公示しなければならない。

5 明渡しの催告があつたときは、債務者は、不動産等の占有を移転してはならない。ただし、債権者に対して不動産等の引渡し又は明渡しをする場合は、この限りでない。

6 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、引渡し期限が経過するまでの間においては、占有者(第一項の不動産等を占有する者であつて債務者以外のものをいう。以下この条において同じ。)に対して、第一項の申立てに基づく強制執行をすることができる。この場合において、第四十二条及び前条の規定の適用については、当該占有者を債務者とみなす。

7 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、占有者は、明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由として、債権者に対し、強制執行の不許を求める訴えを提起することができる。この場合においては、第三十六条、第三十七条及び第三十八条第三項の規定を準用する。

8 明渡しの催告後に不動産等を占有した占有

者は、明渡しの催告があつたことを知つて占有したものと推定する。

9 第六項の規定により占有者に対して強制執行がされたときは、当該占有者は、執行異議の申立てにおいて、債権者に対抗することができる権原により目的物を占有していること、又は明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由とすることができる。

10 明渡しの催告に要した費用は、執行費用とする。

第百六十九条第一項中「前条第一項を」第百六十八条第一項に改め、同条第二項中「前条第四項から第七項まで」を「第百六十八条第五項から第八項まで」に改める。

第百七十一條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「代替執行」を付する。

第百七十二條の前に見出しとして「間接強制」を付する。

第百七十三條から第百八十條までを次のように改める。

第百七十三條 第百六十八条第一項、第百六十九条第一項、第百七十條第一項及び第百七十一條第一項に規定する強制執行は、それぞれ第百六十八條から第百七十一條までの規定により行ふほか、債権者の申立てがあるときは、前条第一項に規定する方法により行ふ。この場合においては、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

2 前項の執行裁判所は、第三十三條第二項各号(第四号を除く。)に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該債務名義についての執行文付与の訴えの管轄裁判所とする。

(意思表示の擬制)

第百七十四條 意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解、認諾若しくは調停に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。ただし、

債務者の意思表示が、債権者の証明すべき事実の到来に係るときは第二十七條第一項の規定により執行文が付与された時に、反対給付との引換え又は債務の履行その他の債務者の証明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。

2 債務者の意思表示が反対給付との引換えに係る場合においては、執行文は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

3 債務者の意思表示が債務者の証明すべき事実のないことに係る場合においては、執行文の付与の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、債務者に対し一定の期間を定めてその事実を証明する文書を提出すべき旨を催告し、債務者がその期間内にその文書を提出しないときに限り、執行文を付与することができる。

第百七十五條から第百七十九條まで 削除

(不動産担保権の実行の方法)

第百八十條 不動産(登記することができない土地の定着物を除き、第四十三條第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下この章において同じ。)を目的とする担保権(以下この章において「不動産担保権」という。)の実行は、次に掲げる方法であつて債権者が選択したものにより行ふ。

一 担保不動産競売(競売による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。)の方法

二 担保不動産収益執行(不動産から生ずる収益を被担保債権の弁済に充てる方法による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。)の方法

「第三章 担保権の実行としての競売等」を削り、第百八十條の前に次の章名を付する。

第三章 担保権の実行としての競売等

第百八十一条の見出しを「(不動産担保権の実行の開始)」に改め、同条第一項中「第四十三条第一項に規定する不動産(同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下「不動産」という。)を目的とする担保権の実行としての競売(以下この章において「不動産競売」という。)」を「不動産担保権の実行」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「不動産競売」を「不動産担保権の実行」に改める。

第百八十二条の見出し中「執行異議」を「執行抗告等」に改め、同条中「不動産競売の開始決定に対する」を「不動産担保権の実行の開始決定に対する執行抗告又は」に改める。

第百八十三条の見出し及び同条第一項中「不動産競売」を「不動産担保権の実行」に改める。

第百八十四条中「代金」を「担保不動産競売における代金」に改める。

第百八十五条から第百八十七条までを次のように改める。

第百八十五条及び第百八十六条 削除

(担保不動産競売の開始決定前の保全処分等) 第百八十七条 執行裁判所は、担保不動産競売の開始決定前であつても、債務者又は不動産の所有者若しくは占有者が価格減少行為(第五十五条第一項に規定する価格減少行為をいう。以下この項において同じ。)をする場合において、特に必要があるときは、当該不動産につき担保不動産競売の申立てをしようとする者の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、同条第一項各号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずることができ、ただし、当該価格減少行為による価格の減少又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、命ずることができない。

一 前項の債務者又は同項の不動産の所有者

が当該不動産を占有する場合
二 前項の不動産の占有者の占有の権原が同項の規定による申立てをした者に対抗することができない場合

3 第一項の規定による申立てをするには、担保不動産競売の申立てをする場合において第百八十一条第一項から第三項までの規定により提出すべき文書を提示しなければならない。

4 執行裁判所は、申立人が第一項の保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から三月以内に同項の担保不動産競売の申立てをしたことを証する文書を提出しないときは、被申立人又は同項の不動産の所有者の申立てにより、その決定を取り消さなければならない。

5 第五十五条第三項から第五項までの規定は第一項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一項又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について、同条第八項及び第九項並びに第五十五条の二の規定は第一項の規定による決定(第五十五条第一項第一号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずるものを除く。)について、第五十五条第十項の規定は第一項の申立て又は同項の規定による決定(同条第一項第一号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずるものを除く。)の執行に要した費用について、第八十三条の二の規定は第一項の規定による決定(第五十五条第一項第三号に掲げる保全処分及び公示保全処分を命ずるものに限る。)の執行がされた場合について準用する。この場合において、第五十五条第三項中「債務者以外の占有者」とあるのは、「債務者及び不動産の所有者以外の占有者」と読み替えるものとする。

第百八十七条の二を削る。

第百八十八条を次のように改める。

(不動産執行の規定の準用)

第百八十八条 第四十四条の規定は不動産担保権の実行について、前章第二節第一款第二目(第八十一条を除く。)の規定は担保不動産競売について、同条第三款の規定は担保不動産収益執行について準用する。

第百八十九条中「第二章第二節第二款を」前章第二節第二款に、「第百八十七条を」第百八十四条に改め、「第百八十二条に規定する」及び「第百八十五条第一項中」増価競売の請求を發した日」とあるのは「増価競売の請求を發した後船舶を目的とする担保権の実行としての競売の申立てをすることができるとなつた日」とを削る。

第百九十条を次のように改める。

(動産競売の要件)

第百九十条 動産を目的とする担保権の実行としての競売(以下「動産競売」という。)は、次に掲げる場合に限り、開始する。

一 債権者が執行官に対し当該動産を提出した場合

二 債権者が執行官に対し当該動産の占有者が差押えを承諾することを証する文書を提出した場合

三 債権者が執行官に対し次項の許可の決定書の謄本を提出し、かつ、第百九十二条において準用する第百九十三条第二項の規定による搜索に先立つて又はこれと同時に当該許可の決定が債務者に送達された場合

2 執行裁判所は、担保権の存在を証する文書を提出した債権者の申立てがあつたときは、当該担保権についての動産競売の開始を許可することができ、ただし、当該動産が第百九十三条第二項に規定する場合又は容器にない場合は、この限りでない。

3 前項の許可の決定は、債務者に送達しなければならぬ。

4 第二項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができ、

第百九十二条中「第二章第二節第三款を」前章第二節第三款に改め、「実行としての動産競売について」の下に、「第百九十三条第二項の規定は第百九十条第一項第三号に掲げる場合における動産競売について」を加える。

第百九十三条第二項中「第二章第二節第四款を」前章第二節第四款に改める。

第百九十四条中「実行としての競売」の下に「担保不動産収益執行」を加える。

第百九十八条第一項中「前一条を」前条に改め、同条を第二百七条とする。

第百九十六条及び第百九十七条を削る。

第四章 罰則を削る。

第百九十五条の次に次の一章、章名及び三条を加える。

第四章 財産開示手続

(管轄)
第百九十六条 この章の規定による債務者の財産の開示に関する手続(以下「財産開示手続」という。)については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(実施決定)

第百九十七条 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本(債務名義が第二十一条第二号、第四号若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。)を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続(申立ての日より六月以上前に終了したものを除く。)において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

二 知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

2 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、当該債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

一 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続(申立ての日より六月以上前に終了したものを除く。)において、申立人が当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得ることができなかったとき。

二 知れている財産に対する担保権の実行を実施しても、申立人が前号の被担保債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

3 前二項の規定にかかわらず、債務者(債務者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、債務者が法人である場合にあつてはその代表者。第一号において同じ。)が前二項の申立ての日前三年以内に財産開示期日(財産を開示すべき期日をいう。以下同じ。)においてその財産について陳述をしたものであるときは、財産開示手続を実施する旨の決定をすることができない。ただし、次に掲げる事由のいずれかがある場合は、この限りでない。

一 債務者が当該財産開示期日において一部の財産を開示しなかったとき。

二 債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得したとき。

三 当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了したとき。

4 第一項又は第二項の決定がされたときは、当該決定(第二項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し)を債務者に送達しなければならない。

5 第一項又は第二項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができない。

6 第一項又は第二項の決定は、確定しなければその効力を生じない。
(期日指定及び期日の呼出し)

第二百九十八条 執行裁判所は、前条第一項又は第二項の決定が確定したときは、財産開示期日を指定しなければならない。

2 財産開示期日には、次に掲げる者を呼び出さなければならない。

一 申立人

二 債務者(債務者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、債務者が法人である場合にあつてはその代表者)
(財産開示期日)

第二百九十九条 開示義務者(前条第二項第二号に掲げる者をいう。以下同じ。)は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産(第三百三十一条第一号又は第二号に掲げる財産を除く。)について陳述しなければならない。

2 前項の陳述においては、陳述の対象となる財産について、第二章第二節の規定による強制執行又は前章の規定による担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項その他申立人に開示する必要があるものとして最高裁判所規則で定める事項を明示しなければならない。

3 執行裁判所は、財産開示期日において、開示義務者に対し質問を発することができ。

4 申立人は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産の状況を明らかにするため、執行裁判所の許可を得て開示義務者に対し質問を発することができる。

5 執行裁判所は、申立人が出頭しないときであつても、財産開示期日における手続を実施することができる。

6 財産開示期日における手続は、公開しない。

7 民事訴訟法第九十五条及び第二百六条の規定は前各項の規定による手続について、同法第二百一条第一項及び第二項の規定は開示義務者について準用する。
(陳述義務の一部の免除)

第二百条 財産開示期日において債務者の財産の一部を開示した開示義務者は、申立人の同意がある場合又は当該開示によつて第二百九十七条第一項の金銭債権若しくは同条第二項各号の被担保債権の完全な弁済に支障がなくなつたことが明らかである場合において、執行裁判所の許可を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その余の財産について陳述することを要しない。

2 前項の許可の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができない。
(財産開示事件の記録の閲覧等の制限)

第二百一条 財産開示事件の記録中財産開示期日に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができ。

一 申立人

二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本(債務名義が第二十条第二号、第四号若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。)を有する債権者

三 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

四 債務者又は開示義務者
(財産開示事件に関する情報の目的外利用の制限)

第二百二条 申立人は、財産開示手続において得られた債務者の財産又は債務に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前条第二号又は第三号に掲げる者であつて、財産開示事件の記録中の財産開示期日に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該財産開示事件の債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。
(強制執行及び担保権の実行の規定の準用)

第二百三条 第三十九条及び第四十条の規定は執行力のある債務名義の正本に基づく財産開示手続について、第四十二条(第二項を除く。)の規定は財産開示手続について、第八十二条及び第八十三条の規定は一般の先取特権に基づく財産開示手続について準用する。

第五章 罰則
(公示書等損壊罪)

第二百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第六十八条の二第一項若しくは第七十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)(これらの規定を第二百一十一条、第二百八十九条(第九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))において準用する場合を含む。及び第二百八十八条(第九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第二百八十七条第一項(第九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))の規定による命令に基づき執行官が公示するために施した公示書その他の標識(刑法第九十六条に規定する封印及び差押えの表示を除く。)を損壊した者

二 第六十八條の二第三項又は第四項の規定により執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者

(陳述等拒絶の罪)

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 物件明細書の作成に関し、執行裁判所の呼出しを受けた審尋の期日において、正当な理由なく、出頭せず、若しくは陳述を拒み、又は虚偽の陳述をした者

二 第五十七条第二項(第二百一十一条(第八百八十九条(第九百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第八十八條(第九百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由なく、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示した者

三 第三百六十八條第二項の規定による執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由なく、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示した債務者又は同項に規定する不動産等を占有する第三者

2 不動産(登記することができない土地の定着物を除く。以下この項において同じ。))の占有者であつて、その占有の権原を差押債権者、仮差押債権者又は第五十九條第一項(第八百八十八條(第九百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができないものが、正当な理由なく、第六十四條の二第五項(第八百八十八條(第九百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による不動産の立入りを拒み、又は妨げたときは、三十

万円以下の罰金に処する。

(過料に処すべき場合)

第二百六条 次の各号に掲げる場合には、三十万円以下の過料に処する。

一 開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は当該財産開示期日において宣誓を拒んだとき。

二 財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく第九百九十九條第一項から第四項までの規定により陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をしたとき。

2 第二百二条の規定に違反して、同条の情報を同条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者は、三十万円以下の過料に処する。

(民事保全法の一部改正)

第四条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十五条の二」に、「第四章 仮処分の効力(第五十八條・第六十五條)」を「第四章 仮処分の効力(第五十八條・第六十五條)」を「第五章 罰則(第六十六條・第六十七條)」に改める。

第二章第一節第三款中第二十五条の次に次の一条を加える。

(債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令)

第二十五条の二 占有移転禁止の仮処分命令(係争物の引渡し又は明渡しの請求権を保全するための仮処分命令のうち、次に掲げる事項を内容とするものをいう。以下この条、第五十四條の二及び第六十二條において同じ。))であつて、係争物が不動産であるものについては、その執行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときは、裁判所は、債務者を特定しないで、これを発するこ

とができる。

一 債務者に対し、係争物の占有の移転を禁止し、及び係争物の占有を解いて執行官に引き渡すべきことを命ずること。

二 執行官に、係争物の保管をさせ、かつ、債務者が係争物の占有の移転を禁止されている旨及び執行官が係争物を保管している旨を公示させること。

2 前項の規定による占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたときは、当該執行によって係争物である不動産の占有を解かれた者が、債務者となる。

3 第一項の規定による占有移転禁止の仮処分命令は、第四十三條第二項の期間内にその執行がされなかったときは、債務者に対して送達することを要しない。この場合において、第四條第二項において準用する民事訴訟法第七十九條第一項の規定による担保の取消しの決定で第十四條第一項の規定により立てさせた担保に係るものは、裁判所が相当と認める方法で申立人に告知することによって、その効力を生ずる。

第四十七條第五項中、「第四十五條第二項及び第三項」を削り、「第四十七條第一項、第二項」を「第四十七條第二項」に、「第四百四條」を「第九十三條の三」まで、第九十四條から第四百四條まで」に改める。

第五十四條の次に次の一条を加える。

(債務者を特定しないで発された占有移転禁止の仮処分命令の執行)

第五十四條の二 第二十五条の二第一項の規定による占有移転禁止の仮処分命令の執行は、係争物である不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができない場合は、することができない。

第六十二條を次のように改める。

(占有移転禁止の仮処分命令の効力)

第六十二條 占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたときは、債権者は、本案の債務名義

に基づき、次に掲げる者に対し、不動産の引渡し又は明渡しの強制執行をすることができ

一 当該占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたことを知って当該係争物を占有した者

二 当該占有移転禁止の仮処分命令の執行後にその執行がされたことを知らないで当該係争物について債務者の占有を承継した者

2 占有移転禁止の仮処分命令の執行後に当該係争物を占有した者は、その執行がされたことを知って占有したものとは推定する。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 罰則

(公示書等損壊罪)

第六十六條 第五十二條第一項の規定によりその例によることとされる民事執行法第六十八條の二第三項又は第四項の規定により執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(陳述等拒絶の罪)

第六十七條 第五十二條第一項の規定によりその例によることとされる民事執行法第六十八條第二項の規定による執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由なく、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示した債務者又は同項に規定する不動産等を占有する第三者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(雇用関係の先取特権に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の民法第三百六條第二号及び第三百八條の規定は、この法律

の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に掲げる原因により生じた債権及び同条の雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の民法(以下「旧民法」という。)第三百六条第二号に掲げる原因により生じた債権及び旧民法第三百八条の雇人給料(債務者の雇人が受けるべき最後の六箇月間の給料に限る。)として生じた債権に係る先取特権については、なお従前の例による。

(債権質の効力の発生に関する経過措置)

第三条 施行日前に債権をもってその目的とする質権の設定をする契約をした場合における当該質権の効力の発生については、第一条の規定による改正後の民法第三百六十三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(濫除及び増価競売に関する経過措置)

第四条 施行日前に旧民法第三百八十三條の書面が同条に規定する債権者の全員に到達した場合における当該不当不動産についての旧民法第三百七十八條の規定による濫除及び旧民法第三百八十四條に規定する増価競売については、第一条の規定による改正後の民法及び第三条の規定による改正後の民事執行法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(短期貸借に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に存する抵当不動産の賃貸借(この法律の施行後に更新されたものを含む。)のうち民法第六百二条に定める期間を超えないものであって当該抵当不動産の抵当権の登記後に對抗要件を備えたものに對する抵当権の効力については、なお従前の例による。

(根抵当権の元本の確定に関する経過措置)

第六条 施行日前に旧民法第三百九十八條ノ二十第一項第一号に掲げる場合に該當して同項の規定により確定した根抵当権の担保すべき元本については、なお従前の例による。

(敷金の登記に関する経過措置)

第七条 第一条の規定による改正後の不動産登記

法第三百三十二條第一項の規定は、施行日前に登記された賃貸借の敷金については、適用しない。

(保全処分に関する経過措置)

第八条 施行日前にされた第三条の規定による改正前の民事執行法(以下「旧民事執行法」という。)第五十五條第一項若しくは第二項、第六十八條の二第一項若しくは第七十七條第一項(これらの規定を旧民事執行法第八十八條において準用する場合を含む。)又は旧民事執行法第八十七條の二第一項若しくは第二項の申立てに係る事件については、第三条の規定による改正後の民事執行法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(差引き納付に関する経過措置)

第九条 施行日前に旧民事執行法第七十八條第四項後段の異議の陳述又は申出があつた場合における買受人が同項後段の金銭を納付すべき期限及び配当異議の申出をした債権者又は債務者が旧民事執行法第九十條第六項の規定による証明等をすべき期限については、なお従前の例による。

(強制管理の手續に関する経過措置)

第十条 施行日前に申し立てられた強制管理の事件について、施行日前にした旧民事執行法の規定による執行処分その他の行為は、第三条の規定による改正後の民事執行法の規定の適用については、同法の相当規定によつてした執行処分その他の行為とみなす。

(差押禁止財産に関する経過措置)

第十一条 施行日前に申し立てられた旧民事執行法第二百二十二條第一項に規定する動産執行又は一般の先取特権の実行としての旧民事執行法第二百九十條に規定する動産競売の申立てに係る事件における差し押さえはならない動産については、第三条の規定による改正後の民事執行法第三百三十一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合における差押禁止債権に関する経過措置)

第十二条 施行日前に第三条の規定による改正後の民事執行法第五十一條の二第一項各号に掲げる義務についての金銭債権を請求する場合における差し押さえはならない債権については、第三条の規定による改正後の民事執行法第五百二十二條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(破産財団に属さない財産に関する経過措置)

第十三条 施行日前に破産宣告があつた場合における破産法(大正十一年法律第七十一號)第六條第三項の差し押さえることのできない財産として破産財団に属さない財産については、第三条の規定による改正後の民事執行法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 施行日前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(外国人の抵当権に関する法律等の廃止)

第十五条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 外国人の抵当権に関する法律(明治三十二年法律第六十七號)

二 金融機關等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律(平成十年法律第百一十七號)

(外国人の抵当権に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第十六条 施行日前に旧民法第三百八十三條の書面が同条に規定する債権者の全員に到達した場合における増価競売の請求であつて、前条第一号の規定による廃止前の外国人の抵当権に関する法律の規定により抵当権者がその抵当権の目的たる権利を享有することができないときに行うものについては、なお従前の例による。

(金融機關等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第十七条 施行日前に附則第十五條第二号の規定

による廃止前の金融機關等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律(以下この条において「旧債権譲渡円滑化臨時措置法」という。)第三條の規定により根抵当権の担保すべき元本につき旧民法第三百九十八條ノ二十第一項の規定の適用について同項第一号に規定する場合に該當するものとみなされた場合における旧債権譲渡円滑化臨時措置法第四條の登記の申請については、なお従前の例による。

(商法の一部改正)

第十八条 商法(明治三十二年法律第四十八號)の一部を次のように改正する。

第二百六十六條第一項第二号中「第二百九十四條ノ二第一項」を「第二百九十五條第一項」に改める。

第二百九十五條を削り、第二百九十四條ノ二を第二百九十五條とする。

第三百八十三條第二項中「若ハ企業担保権ノ実行」の下に「若ハ財産開示手續(民事執行法第九十七條第一項ノ申立ニ依ルモノニ限ル以下此ノ項ニ於テ同ジ)ノ申立」を、「企業担保権ノ実行手續」の下に「並ニ財産開示手續」を加える。

第三百八十四條中「実行トシテノ競売」を「実行」に改める。

第四百九十四條第一項第二号中「第二百九十四條ノ二第四項」を「第二百九十五條第四項」に改める。

第四百四十八條第三項に後段として次のように加える。

此場合ニ於テハ民法第三百八十四條第一号中「抵当権ヲ実行シテ競売ノ申立ヲ為サザルトキ」トアルハ「抵当権ノ実行トシテノ競売ノ申立若クハ其提供ヲ承諾セザル旨ノ第三取得者ニ對スル通知ヲ為サズ又ハ其通知ヲ為シタル債権者ガ抵当権ノ実行トシテノ競売ノ申立ヲ之ヲ為スコトヲ得ルニ至リタル後一週間内

ニ為サザルトキ「ト読替フルモノトス

(商法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の商法以下「旧商法」という。第二百九十五条第一項の雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧商法第八百四十八条第三項において準用する旧民法第三百八十三条の書面が同条に規定する債権者の全員に到達した場合における当該抵当権の目的たる船舶についての同項において準用する旧民法第三百七十八条の規定による濫除及び同項において準用する旧民法第三百八十四条に規定する増価競売については、第一条の規定による改正後の民法、第三条の規定による改正後の民事執行法及び前条の規定による改正後の商法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(担保附社債信託法の一部改正)

第二十条 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項中「実行トシテノ競売」を「実行」に改める。

(破産法の一部改正)

第二十一条 破産法の一部を次のように改正する。

第七十条に次の一項を加える。

破産ノ宣告アリタルトキハ破産者ニ付為シタル財産開示手続ハ其ノ効力ヲ失フ

(抵当証券法の一部改正)

第二十二条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第三百八十一条乃至第三百八十七条を」第三百八十二条乃至第三百八十六条に改める。

(農業動産信用法の一部改正)

第二十三条 農業動産信用法(昭和八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第三百八十七条を」第三百八十条及第三百八十二条乃至第三百八十六条に改める。

(有限会社法の一部改正)

第二十四条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条ノ二第一項第一号中「第四十六条第一項を」第四十六条に改める。

第四十六条第二項を削る。

第八十五条第一項第十三号中「第四十六条第一項を」第四十六条に改める。

(有限会社法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の有限会社法第四十六条第二項において準用する旧商法第二百九十五条第一項の雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権については、なお従前の例による。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第二十六条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項第三号中「第二百九十四条ノ二第一項を」第二百九十五条第一項に改める。

第九十九条第一項第三号中「第二百九十四条ノ二第一項を」第二百九十五条第一項に改める。

第九十九条第一項第三号中「第二百九十四条ノ二第一項を」第二百九十五条第一項に改める。

第九十九条第一項第三号中「第二百九十四条ノ二第一項を」第二百九十五条第一項に改める。

第九十九条第一項第三号中「第二百九十四条ノ二第一項を」第二百九十五条第一項に改める。

第九十九条第一項第三号中「第二百九十四条ノ二第一項を」第二百九十五条第一項に改める。

第九十九条第一項第三号中「第二百九十四条ノ二第一項を」第二百九十五条第一項に改める。

第九十九条第一項第三号中「第二百九十四条ノ二第一項を」第二百九十五条第一項に改める。

第九十九条第一項第三号中「第二百九十四条ノ二第一項を」第二百九十五条第一項に改める。

第九十九条第一項第三号中「第二百九十四条ノ二第一項を」第二百九十五条第一項に改める。

第九十九条第一項第三号中「第二百九十四条ノ二第一項を」第二百九十五条第一項に改める。

第九十九条第一項第三号中「第二百九十四条ノ二第一項を」第二百九十五条第一項に改める。

第九十九条第一項第三号中「第二百九十四条ノ二第一項を」第二百九十五条第一項に改める。

第九十九条第一項第三号中「第二百九十四条ノ二第一項を」第二百九十五条第一項に改める。

を「第五十五条第一項(第二号又は第三号に係る部分に限る。)」に、「第七十七条第一項又は第八十七号の二第二項を」第七十七条第一項(第二号又は第三号に係る部分に限る。))又は第八十七号第一項(同法第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる場合に限る。))に改め、同号の次に次の一号を加える。

十七の二 民事執行法第六十四条の二第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。))の内覧の実施

(執行官法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 施行日前にされた旧民事執行法第五十五条第二項、第六十八条の二第一項、第七十

七条第一項又は第八十七号の二第二項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。))の申立てに係る事件における執行官が手数料を受ける事務については、前条の規定による改正後の執行官法第八十一条第十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第三十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号(中)「担保権の実行としての競売」を「担保不動産競売」に、「若しくは強制管理」を「強制管理若しくは担保不動産競売」に改め、同号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

別表第一第一号(六)の次に次のように加える。

債権及び抵当 権の件数	一件につき千円
債権及び抵当 権の件数	一件につき千円

「第五十五条第一項若しくは第二項を」第五十五条第一項に、「売却のための保全処分若しくは同条第四項を」売却のための保全処分若しくは同条第五項に、「又は同法第八十七号の二第一項若しくは第二項を」同法第八十七号の二第一項に改め、「その取消しの申立て」の下に「又は同法第九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て」を加える。

(株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

第三十二条 株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二十第一項中「第二百九十四条ノ二第一項を」第二百九十五条第一項に改める。

(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正)

第三十三条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「実行としての競売」を「実行」に改める。

(保険業法の一部改正)

第三十四条 保険業法(平成七年法律第五五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「第二百九十四条ノ第二項」を「第二百九十五条第一項」に改める。

第五十九条第一項中「及び第二百九十四条から第二百九十五条まで(会社の業務及び財産状況の検査、株主の権利の行使に関する利益の供与並びに会社の使用人の先取特権)」を、「第二百九十四条(会社の業務及び財産状況の検査、及び第二百九十五条(株主の権利の行使に関する利益の供与))」に、「第二百九十四条ノ第二項」を「第二百九十五条第一項」に改める。

第三百三十条第一項第二号中「第二百九十四条ノ第二項」を「第二百九十五条第四項」に改める。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の保険業法第五十九条第一項において準用する旧商法第二百九十五条第一項の雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権については、なお従前の例による。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第三十六条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第二項中「実行としての競売」を「実行」に改める。

第二百二十六条中、「第二十四条第一項第二号」を「第二十四条第一項第一号」に、「及び企業担保権」を、「企業担保権」に、「及び更生特例法」

を「更生特例法」に改める。

第四百五十三条の見出し中「実行としての競売手続」を「実行手続」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第三十七条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五五号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項中「第二百九十四条ノ第二項」を「第二百九十五条第二項」に改める。

第七十七条 削除

第二百七条第三項中「第二百九十四条ノ第二項」を「第二百九十五条第二項」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律第七十七条において準用する旧商法第二百九十五条第一項の雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権については、なお従前の例による。

(新事業創出促進法の一部改正)

第三十九条 新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十條の十二第四項中「第四十六条第一項」を「第四十六条」に改める。

(民事再生法の一部改正)

第四十条 民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出し中「実行としての競売手続」を「実行手続」に改め、同条第一項中「実行としての競売」を「実行」に改める。

第三十九条第一項中「対する再生債権に基づく強制執行等」の下に「若しくは再生債権に基づく財産開示手続の申立て」を加え、「及び再生債務者」を「並びに再生債務者」に改め、「強制執行等の手続」の下に「及び再生債権に基づく財産開示手続」を加える。

第二百二十二条第四項中「実行としての競売」を「実行」に改める。

第二百二十三条第三項中「仮処分」の下に「並びに財産開示手続」を加える。

第九百九十七条の見出し中「実行としての競売手続」を「実行手続」に改め、同条第一項中「実行としての競売」を「実行」に改める。

(農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第四十一条 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九條の見出し中「実行としての競売手続」を「実行手続」に改める。

(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正)

第四十二条 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七條の見出し中「実行としての競売手続等」を「実行手続等」に改め、同条第一項中「実行としての競売」を「実行」に改める。

(中間法人法の一部改正)

第四十三条 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第二項を削る。

(中間法人法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の中間法人法第七十一条第二項において準用する旧商法第二百九十五条第一項の雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権については、なお従前の例による。

(会社更生法の一部改正)

第四十五条 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号中「実行としての競売」を「実行」に改める。

第五十条第一項中「企業担保権の実行」の下に「若しくは財産開示手続の申立て」を、「企業担保権の実行手続」の下に「並びに財産開示手続」を加え、同条第七項中「実行としての競売」を

「実行」に改め、同条第九項中「実行としての競売手続」を「実行手続」に改める。

第五十一条第一項中「実行としての競売手続」を「実行手続」に改める。

第二百三十四条第三項中「実行としての競売」を「実行」に改め、「企業担保権の実行」の下に「並びに財産開示手続」を加える。

第二百八条第一項中「及び企業担保権の実行手続」を、「企業担保権の実行手続及び財産開示手続」に改める。

(なお効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

第四十六条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項中「第二百九十四条ノ第二項」を「第二百九十五条第二項」に改める。

第七十七条を次のように改める。

第七條 削除

(なお効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十七条において準用する旧商法第二百九十五条第一項の雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権については、なお従前の例による。

理 由

抵当権等の担保物権の規定を整備し、かつ、担保権の実行手続その他の執行手続の実効性を向上させるため、短期貸借制度の廃止、民事執行法上の保全処分等の要件の緩和、扶養等の義務に係る債権に基づく強制執行における特例の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年七月二日印刷

平成十五年七月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B